

府中市下水道マスタープラン 2020

～暮らしと歩む下水道 これまでも これからも～



府中市



府中市長 高野 律雄

このたび、令和2年度から令和31年度までの30年間を計画期間とする「府中市下水道マスタープラン2020」を策定いたしました。

本プランは、下水道事業における多種多様な課題に対応できるよう、中長期的な視点による安定的かつ有効的な整備方針及び経営方針を明らかにするために策定したものです。

本市ではこれまで、安全・安心で快適に暮らしやすい持続可能なまちづくりを進めるため、「府中市下水道マスタープラン」(平成23年度策定)に基づき、合流改善や地震対策、下水道施設老朽化対策など、様々な施策を展開してきたところです。

1970年代の多摩川は、洗剤の泡が舞うなど水質汚染が問題となっておりましたが、今ではアユが遡上するまでに水質が改善され、水辺に親しむ人々の姿を多く見かけるようになりました。日頃はあまり目立ちませんが、快適な市民生活と多摩川の水環境に欠かすことのできない下水道を守り、しっかりと次の世代へと引き継いでまいります。

策定に当たりましては、府中市下水道マスタープラン検討協議会において慎重にご審議をいただきました。改めまして感謝を申し上げますとともに、本プランを着実に推進・実行するため、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和2年4月

目 次

序章 府中市下水道の歩み	1
第1章 下水道マスタープラン策定の背景と目的	9
1 下水道マスタープラン策定の背景	10
2 下水道マスタープランの必要性	11
3 下水道マスタープラン策定の目的と効果	12
4 下水道マスタープランの位置付け	13
5 下水道マスタープランの計画期間と見直し	14
第2章 下水道の現状と課題	17
1 施設整備の現状と課題	18
2 維持管理の現状と課題	24
3 財政の現状と課題	28
第3章 下水道マスタープランの基本理念と基本方針	35
1 下水道の基本理念	36
2 下水道の基本方針	37
第4章 目標と具体的な施策	41
I 安全で安心なまちづくりに向けて	
1 老朽化施設の改築更新	42
2 震災時にも機能を維持するための地震対策	44
3 雨水排水機能の維持管理	46
II 良好な環境づくりに向けて	
1 合流式下水道の改善	47
2 広域的な視点による汚水処理	49
III 未来へつなぐ下水道経営に向けて	
1 下水道財政の見通しと経営基盤強化	50
2 未来に向けた下水道の適正管理	60
3 市民との協働	61
第5章 事業計画	65
1 短期計画（令和2～6年度）	67
2 中期計画（令和7～11年度）	71
3 長期計画（令和12～31年度）	74
第6章 下水道マスタープランの実現に向けて	77
【参考資料】	81
1 府中市下水道マスタープラン策定の経過	82
2 府中市下水道マスタープラン検討協議会の設置等に関する規則	83
3 用語説明	85
※各ページの下部にある赤字の用語についての説明です。	

序章

府中市下水道の歩み

序章 府中市下水道の歩み

1 府中市下水道の歩み

本市は副都心新宿から西方約 22km に位置し、首都近郊のベッドタウンとして昭和 40 年代から人口が急増し急激に発展した都市であり、現在 26 万人の人口を擁しています。

昭和 30 年代の工場誘致の政策決定を契機に急速な市街化と産業構造の高度化が進みましたが、一方で、公衆衛生は著しく悪化し、野川や多摩川に急速に汚染・汚濁をもたらすこととなりました。そこで、本市の健全な発展と公衆衛生の向上を図り、併せて用水、多摩川など公共用水域の水質保全を実現するために、公共下水道の早急な建設の必要性が叫ばれ、昭和 39 年に下水道事業の本格的な取組がスタートしました。



上空から見た府中市の中心部

本市の都市計画下水道事業は昭和 39 年 10 月に市の中心市街地 462.1ha の事業認可を得て着手し、その後、昭和 45 年の下水道法の改正により、流域下水道の制度が導入されたため、本市も単独公共下水道事業から流域関連事業への移行を果たし、市街地の拡大及び都の多摩川流域下水道計画の発足に伴って、昭和 46 年 3 月に多摩川の河川敷を除く市内全域（2,740ha）の整備を目的とする事業計画の拡大認可を取得しました。昭和 54 年度には事業量もピークに達し、予算面でも 100 億円を超え、事業も順調に進捗していきました。そして、昭和 59 年度までには普及率もほぼ 100%を達成しました。

本市の場合には大部分が丘陵台地という地形的特性と多摩川流域下水道との整合性を配慮して基本的には合流式を採用しています。しかしながら、南部低地については、従来雨水の大半が在来の水路及び側溝を経て、各都市下水路へ流入し、市の南端を流れる多摩川へ自然放流されている経緯があるため、必要に応じて、在来水路を改修し、これによって雨水を排除することとし、汚水については別途污水管を布設し排除する分流式を採用しました。



けやき並木通り



多摩川



ムサシノキスゲ（都立浅間山公園）



府中市マスコットキャラクター

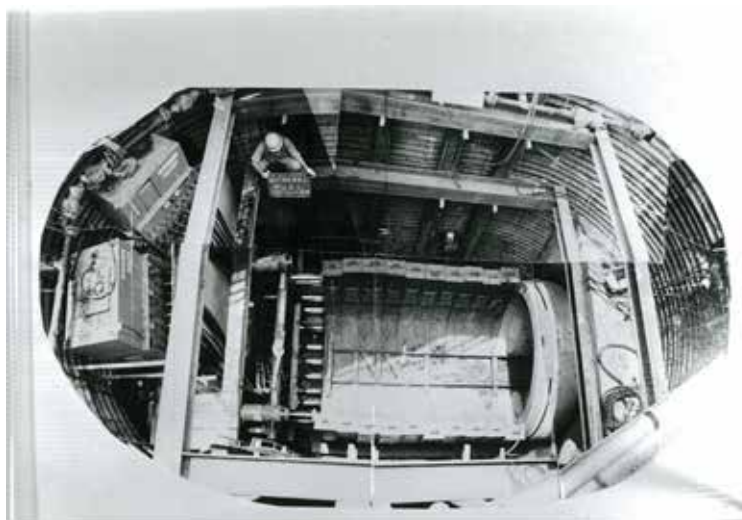
府中市の見どころ

都市計画下水道事業、事業認可、下水道法、流域下水道、単独公共下水道事業、流域関連事業、多摩川流域下水道、事業計画、普及率、合流式、都市下水路、污水管、分流式

本市公共下水道の処理分区、排水区的位置は本市特有の地勢を利用し、府中都市計画及び多摩川流域下水道計画の上位計画等を考慮して定めており、北多摩一号処理区と野川処理区の2処理区に大別されます。

本市の排水の大部分を担う北多摩一号水再生センターは、本市小柳町に位置しており昭和48年6月に供用を開始しました。本市の排水に加え、東村山市、立川市、小金井市、国分寺市、小平市の計6市の下水処理を行っています。上位計画である流域別下水道整備総合計画では、計画処理水量は1日当たり276,100 m^3 であり、計画処理人口は489,400人となっています。

また、公共下水道を支える下水道管きょは約760kmと、ほぼ東海道新幹線の東京駅ー新倉敷駅に相当する距離に匹敵し、平成30年度末現在、府中市公共下水道全体での汚水処理施設整備は、事業計画面積2,725.2haに対し、普及率100%となっています。



すごく大きい
こま！！



管きょ工事の様子

上：昭和56年頃

左：昭和53年頃

公共下水道、処理分区、排水区、都市計画、多摩川流域下水道、上位計画、処理区、流域別下水道整備総合計画、処理水量、処理人口、管きょ、事業計画、普及率

府中市では、市民の生活環境や安全を守るため、また、公共用水域の水質を保全するために、下水道施設整備を進めてきました。また、近年は雨天時に未処理汚水の河川等への越流のおそれがある合流式下水道の改善事業や、既存施設の老朽化対策なども実施してきました。

今後は、下水道施設の老朽化の進行、地震対策、限られた財源での安定経営など、多種多様の課題に取り組んでまいります。

表 1 府中市下水道の歩み

昭和 39 年 10 月	市中心部 462.1ha を都市計画決定し、下水道法事業認可を取得し事業に着手
昭和 44 年 10 月	府中市下水道条例を制定
昭和 45 年 1 月	下水道事業受益者負担金の徴収を開始
昭和 45 年 12 月	都市計画下水道の区域を流域下水道計画に整合させ、多摩川河川敷を除く市内全域 2,740ha に拡大
昭和 46 年 3 月	事業区域を市内全域に拡大
昭和 48 年 6 月	多摩川流域下水道北多摩一号処理場（現水再生センター）供用開始に伴い汚水処理供用開始
昭和 50 年 12 月	押立ポンプ場供用開始
昭和 50 年代	管きよの整備の最盛期
昭和 60 年 3 月	調布基地跡地を除く全域で水洗化が可能となり、下水道事業が完了 維持管理の時代へ
平成 11 年 10 月	調布基地跡地の整備完了
平成 26 年 3 月	合流式下水道緊急改善事業が完了
令和 2 年 4 月	公営企業会計へ移行



是政樋管

公共用水域、合流式下水道、老朽化対策、地震対策、都市計画決定、下水道法事業認可、下水道条例、受益者負担金、都市計画下水道、流域下水道、多摩川流域下水道、管きよ、合流式下水道緊急改善事業、公営企業会計

2 府中市下水道の概要

本市下水道は、北多摩一号処理区と野川処理区の2処理区に分けられ、北多摩一号処理区の排水は市内の北多摩一号水再生センターに導かれ、野川処理区の排水は大田区の森ヶ崎水再生センターへ流入しています。

処理区名	全体計画区域面積(ha)			備考
	合流	分流	合計	
北多摩一号	1,982.40	523.33	2,502.73	全域事業計画取得済み
野川	144.72	74.75	219.47	〃
合計	2,127.12	598.08	2,725.20	

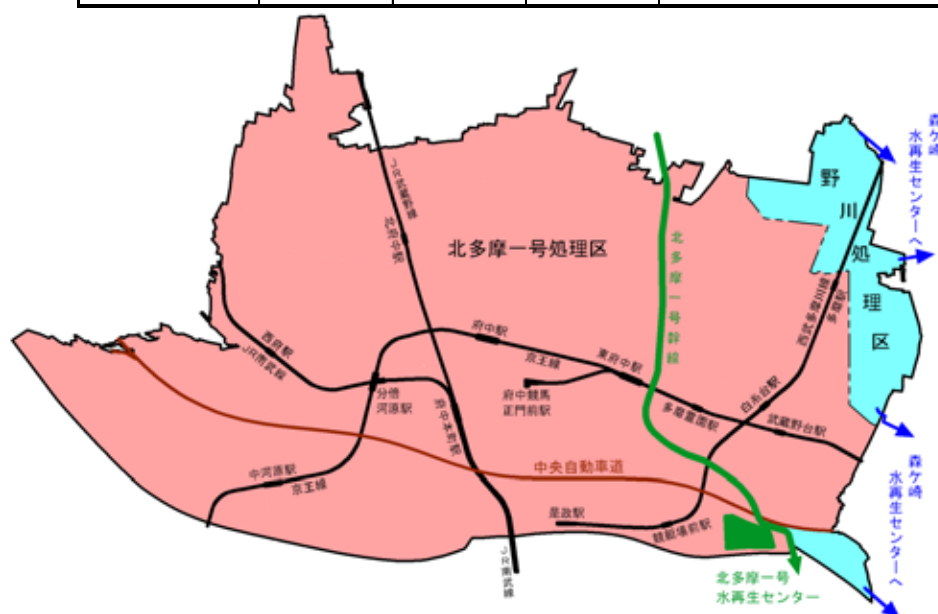


図1 府中市下水道処理区の概要



図2 府中市下水道の合流区域と分流区域

処理区、合流区域、分流区域

北多摩一号処理区

●排除方式●

約 79%の区域は合流式、残りの約 21%は分流式を採用しています。

●汚水の処理●

合流管と污水管により集められる汚水は、遮集幹線や流域下水道北多摩一号幹線によって都が所管する北多摩一号水再生センターに送り、処理しています。

処理されてきれいになった水は、多摩川へ放流しています。

●雨水の排除●

分流式の区域では雨水管で、合流式の区域では合流管で雨水を排除しています。

合流管で汚水と一緒に集める雨水は、一定量までは水再生センターに送り、それを超える分は雨水吐の越流堰を越えて都市下水路や雨水幹線を使って多摩川に排除しています。

野 川 処 理 区

●排除方式●

約 66%の区域は合流式、残りの約 34%は分流式を採用しています。

●汚水の処理●

合流管と污水管により集められる汚水は、小金井市や調布市を經由し流域下水道野川幹線を経て都が所管する森ヶ崎水再生センターに送り、処理しています。将来的には、野川水再生センター（仮称）に送り、処理する計画となっています。

処理されてきれいになった水は、東京湾へ放流しています。

●雨水の排除●

合流管で汚水と一緒に集める雨水は、一定量までは水再生センターに送り、それを超える分は雨水吐の越流堰を越えて野川に排除しています。

合流式の区域では合流管で雨水を排除していますが、分流式の区域では雨水管は未整備の状況です。



南武線の線路が冠水した様子(昭和 30 年代後半)



現在の南武線(令和元年現在)

提供：ＪＲ東日本旅客鉄道株式会社八王子支社 広報課

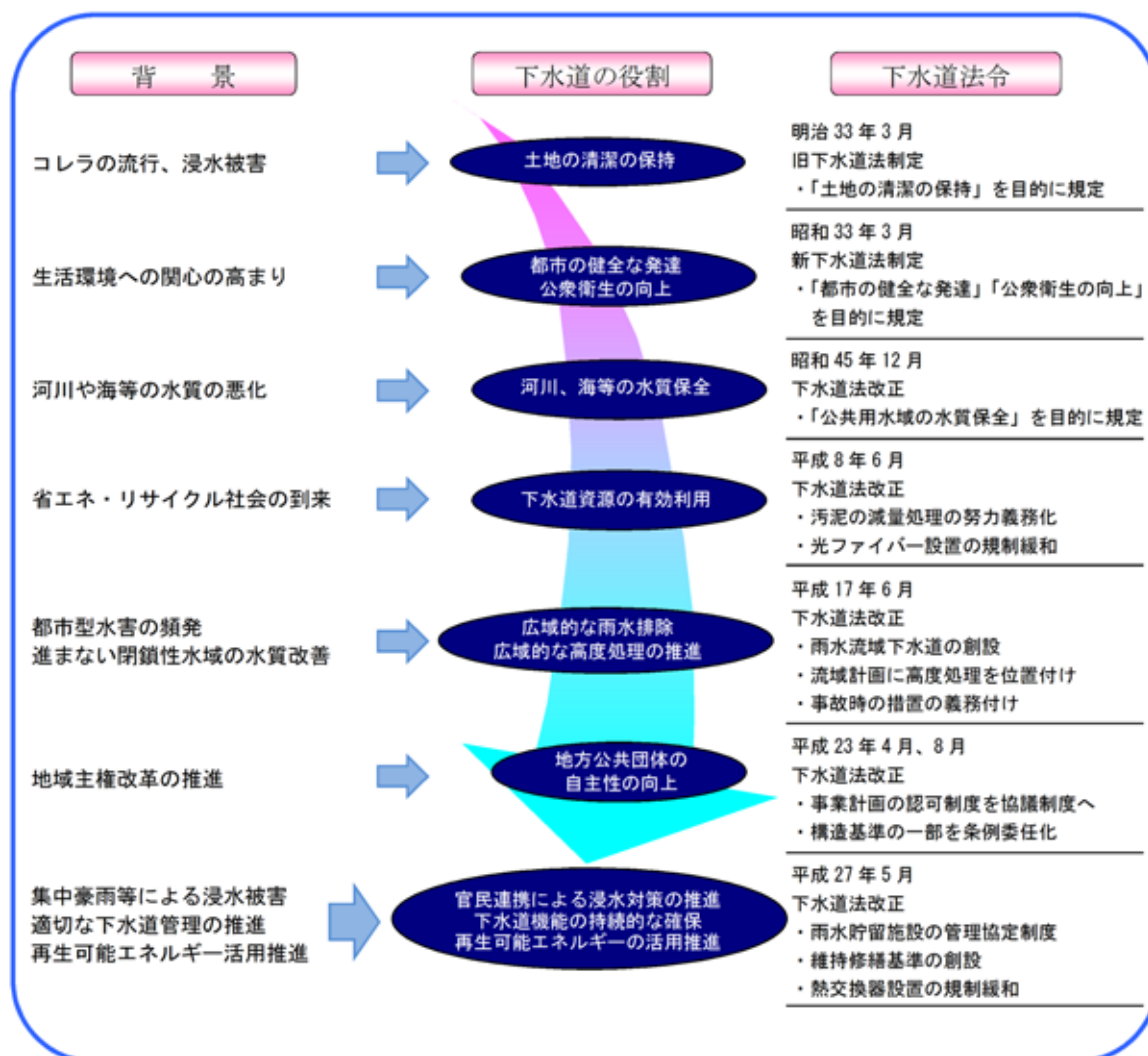
第1章

下水道マスタープラン策定の背景と目的

第1章 下水道マスタープラン策定の背景と目的

1 下水道マスタープラン策定の背景

下水道は市民の生活を支える基本的な施設であり、生活環境や居住環境の改善、浸水防除、公共用水域の水質保全や健全な水環境の創出などを図るために不可欠なものです。しかし、施設の老朽化の進行や集中豪雨の頻発による浸水被害の拡大、地震に対する下水道施設の耐久性や安全性の確保、合流式下水道における未処理放流水の発生、地球温暖化の進行と資源・エネルギー問題の深刻化、人口減少など、今後下水道が取り組むべき新たな課題も多くあります。図 1-1 に示すように、時代背景・ニーズとともに下水道の役割は多様化しています。



出典・加筆：平成 29 年度 下水道白書 公益社団法人日本下水道協会

図 1-1 時代のニーズとともに多様化してきた下水道の役割

公共用水域、合流式下水道、未処理放流水、地球温暖化、下水道法

2 下水道マスタープランの必要性

下水道の普及してきた今日においては、より安全で暮らしやすい環境を維持していくために、老朽化する下水道施設の維持管理・改築更新を行うことが重要となります。

国土交通省は 21 世紀における持続的な発展を支える下水道の方向性やこれを踏まえた中期の下水道政策の在り方を「下水道ビジョン 2100」として取りまとめ、「循環のみち下水道」という方向性を示しています。また、近年では、「循環のみち」を堅持しつつ、人・モノ・カネの制約下でも「持続」させることや、社会情勢の変化に対応して「進化」させることによる『循環のみち』の成熟化」をコンセプトに、「新下水道ビジョン」を取りまとめています。

これらを踏まえ、地方公共団体においても地域の実情に応じた計画の策定が求められています。

限られた財源の中で、利用者の理解を得ながら事業を進めるためには、事業の目標や効果、維持管理・改築更新等の今後必要な事項を示した計画（長期計画）、その中での優先度を具体的に示した当面の計画（中期計画）や行動計画（短期計画）が必要となります。

市の木【けやき】



市の花【梅】



市の鳥【ひばり】

改築更新

3 下水道マスタープラン策定の目的と効果

●目的

「地震対策」「下水道施設の老朽化対策」「雨水対策」といった本市が特に重点をおいて整備を進めるべき多様な課題に対応するため、下水道の整備方針を明らかにします。

また、これらの施策を推進するためには膨大な費用と相当の期間を要することから、下水道事業経営については、限られた財源を効率的に活用し収支の均衡を確保することが重要となるため、長期的視点に立った安定的かつ有効な経営方針を明らかにします。

●効果

これまでの施設整備優先型の下水道長期計画から、目標設定と整備費用、さらに、事業経営までのバランスを考慮した整備・経営計画による事業運営を進めることで、安全・安心で快適に暮らしやすい持続可能なまちの形成が図れます。

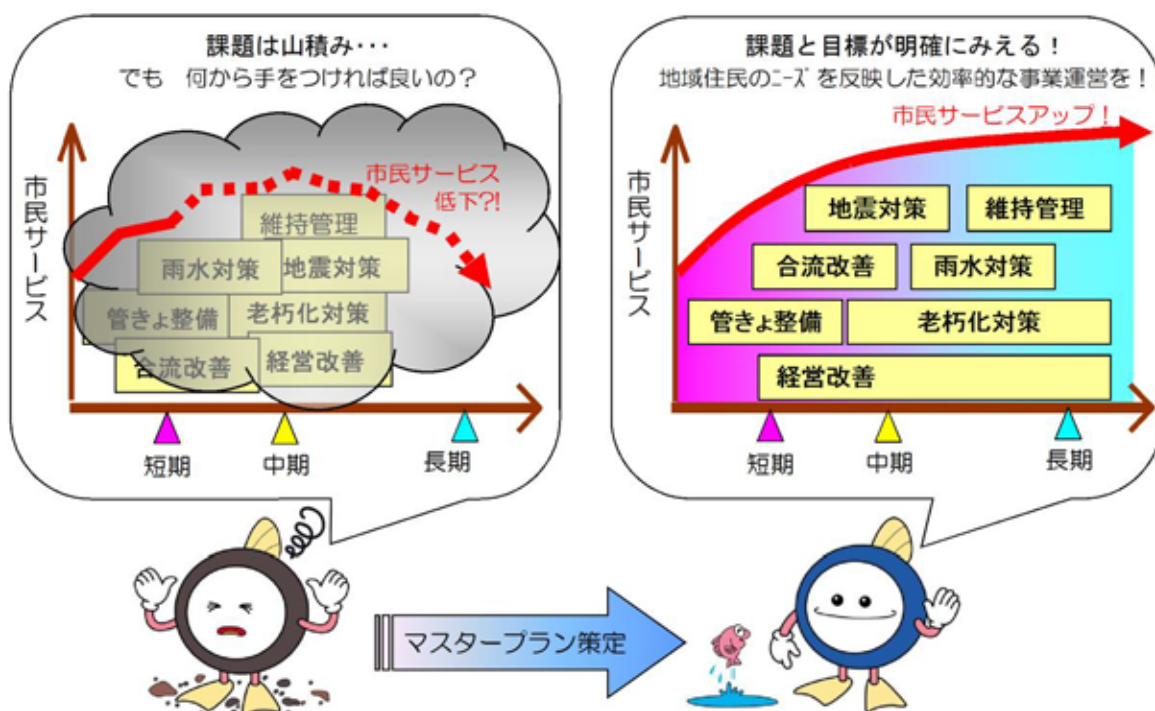


図 1-2 下水道マスタープラン策定の目的と効果イメージ

地震対策、老朽化対策、合流改善、管きよ

4 下水道マスタープランの位置付け

下水道は市民の生活環境・安全を守る最も基本的な社会資本であり、法的には地方自治法における「公の施設」、都市計画法における「都市施設」、水質汚濁防止法における「特定施設」の3つの性質を持っています。

「公の施設」……居住環境の改善、浸水防除など住民の福祉を増進するための施設

「都市施設」……都市の健全な発展と公共の福祉の増進に寄与するための施設

「特定施設」……終末処理場は、公共用水域の水質汚濁防止のための施設

このように下水道は都市基盤・まちづくりを支える多目的な施設であり、都市計画や流域管理計画などと密接な関係があります。「府中市下水道マスタープラン」は“みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち”づくりのため、「第6次府中市総合計画」「府中市都市計画マスタープラン」に基づき、近年の社会情勢の変化を踏まえて、今後の下水道の基本的な方針や施策の方向性を総合的に取りまとめるものです。

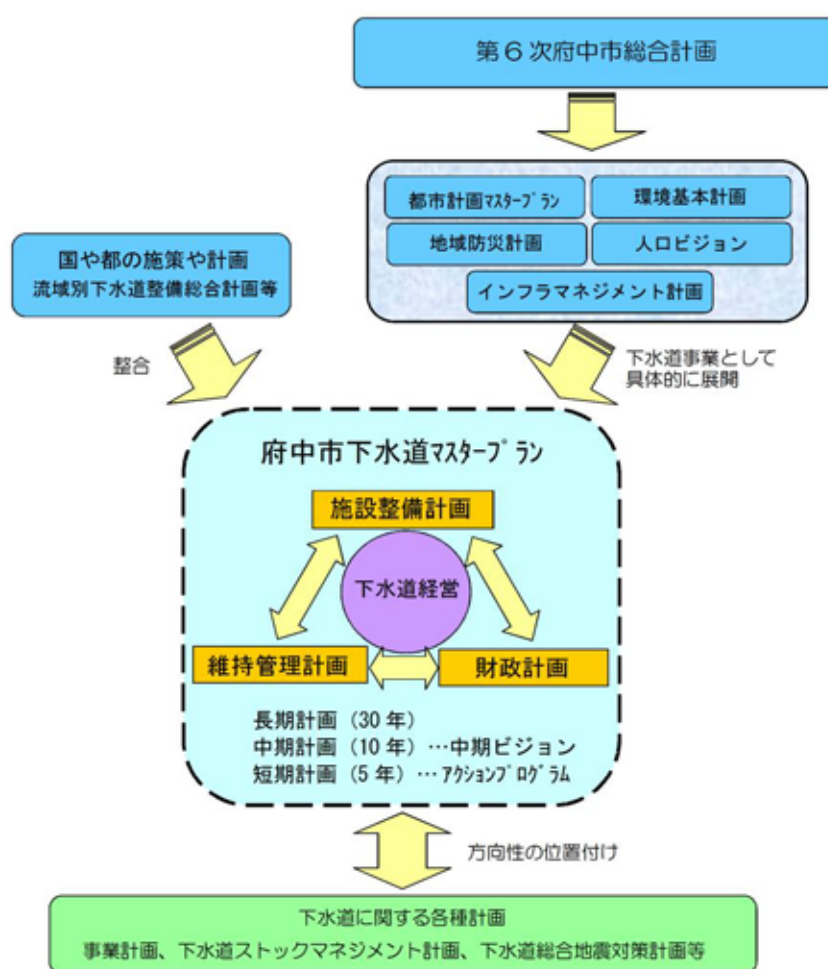


図 1-3 「府中市下水道マスタープラン」の位置づけ

地方自治法、都市計画法、水質汚濁防止法、特定施設、公共用水域、都市計画、流域管理計画、府中市総合計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画、地域防災計画、人口ビジョン、インフラマネジメント計画、流域別下水道整備総合計画、事業計画、下水道ストックマネジメント計画、下水道総合地震対策計画

5 下水道マスタープランの計画期間と見直し

下水道マスタープランは、おおむね 30 年間を計画期間とし、令和 31 年度を目標年とします。事業計画は短期計画（令和 2～6 年度の 5 年間）、中期計画（令和 11 年度まで）、長期計画（令和 31 年度まで）に分類し、計画策定を行います。

また、下水道マスタープランは、PDCA サイクルによりおおむね 5 年ごとに事業評価を、おおむね 10 年ごとに計画見直しを行います。

府中市下水道マスタープラン 目標年次 令和 31 年度

- 長期計画 ● 目標年次：令和 31 年度 基本方針・施策の方向性 等
- 中期計画 ● 目標年次：令和 11 年度 整備目標・具体的施策 等
- 短期計画 ● 事業期間：令和 2～6 年度 実施事業の内容・事業箇所、規模 等

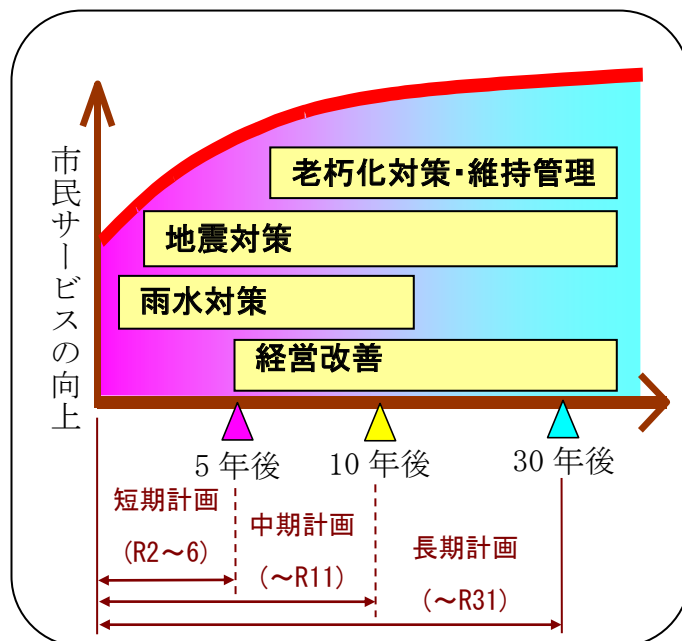
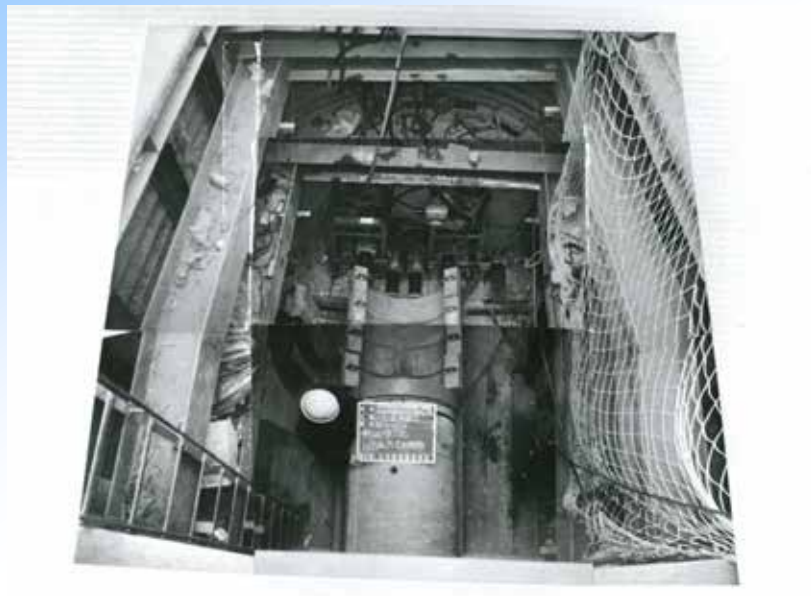


図 1-4 「府中市下水道マスタープラン」計画期間



図 1-5 「府中市下水道マスタープラン」策定の流れと進行管理



管きょ工事の様子(昭和 56 年頃)



第 2 章

下水道の現状と課題

第2章 下水道の現状と課題

1 施設整備の現状と課題

1-1 下水道計画

(1) 現状

昭和 39 年度から公共下水道事業を実施し、昭和 59 年度には 100%整備を達成しています。本市の下水道は 2 つの処理区（北多摩一号処理区、野川処理区）に分けて処理を行っており、最終的な汚水処理は全て流域下水道にて行われています。

雨水排水施設の整備水準は 1 時間 50mm の降雨を対象に整備していますが、分流区域で一部雨水管きょが未整備の地区（調布基地跡地）があります。

(2) 今後の課題

①管きょの整備

道路の新設、拡幅に伴い、管きょの整備が必要になります。

②雨水排水施設の整備

雨水管きょが未整備の地区（調布基地跡地）があるため、放流先、接続先の状況を見極めながら、順次整備を進めていく必要があります。

③野川処理区における汚水処理の送水先の変更

上位計画である多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画（以下「流総計画」といいます。）の中で、調布基地跡地に野川水再生センター（仮称）を設置し、野川処理区の汚水処理を行う計画になっており、このセンターの供用開始が実現することにより、汚水処理の送水先を変更する必要があります。

1-2 管きょの老朽化

(1) 現状

本市の主要な下水道管きょ施設は、昭和 39 年度の事業開始から昭和 59 年度には普及率 100%を達成し、その総延長は約 760km に上ります。昭和 39 年度施工の管きょは平成 26 年度には布設後 50 年を経過し、令和 3 から 14 年度にかけて市の管きょの約 50%が一気に標準耐用年数を迎えます。

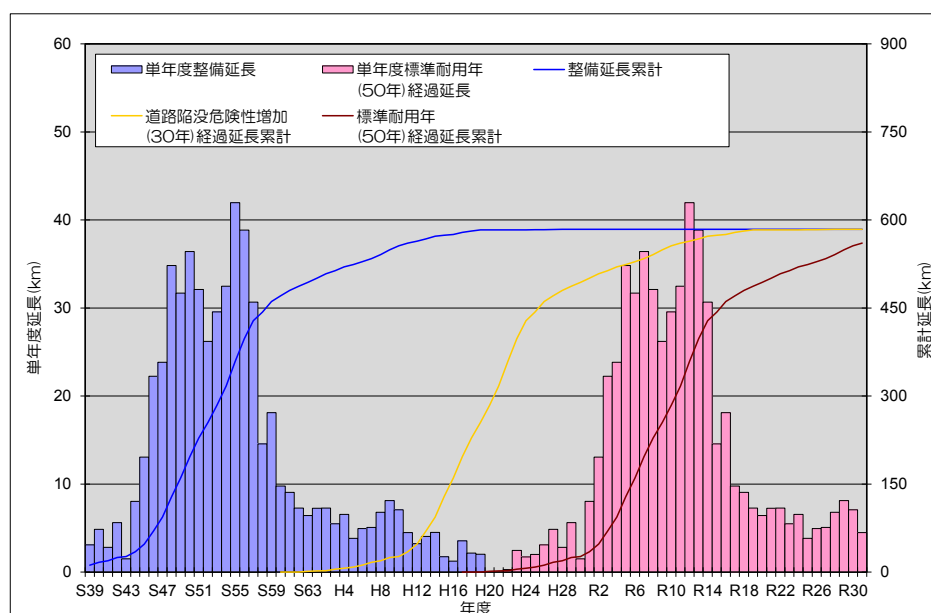


図 2-1 施工年度別整備延長と割合

(2) 今後の課題

- ①今後、老朽化対策のためにより多くの費用が必要となり、中長期的な視野から財政を見通した計画の策定が必要になります。
- ②管きょの老朽化状況の詳細把握、布設後の経過年数、布設場所などを考慮した対策や優先順位の検討が必要になります。



<対策前>



<対策後>

図 2-2 老朽化対策の一例（更生工事）

きれいになって
いるこま！



1-3 管きよの耐震性

(1) 現状

布設年度が古い箇所では、マンホールと管きよの接続部分の可とう化が行われていません。また、布設後の年数の経過に伴い、管きよの劣化の進行により耐震性が低下することになり、避難場所等での震災時の排水機能が確保できないことや緊急輸送路の通行に支障を来す可能性があります。

今後、地震対策について整備を進めていく必要があります。



液状化によるマンホールの浮上

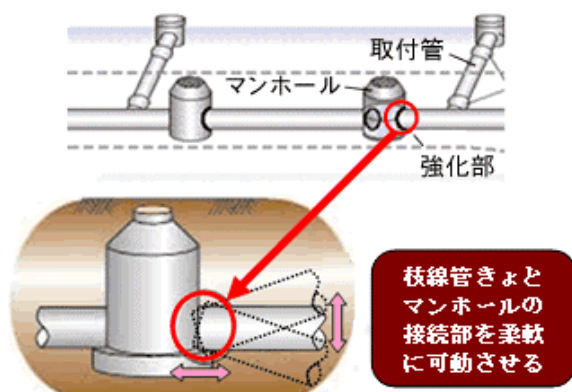


埋戻し砂の液状化による道路の沈下

図 2-3 中越地震における液状化による被害例

(2) 今後の課題

- ①重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策である「下水道総合地震対策計画」を更新して、国や都と協議し、事業を進めていく必要があります。
- ②全ての重要施設の耐震化を完了するには多大な費用と期間が必要となります。
- ③老朽化対策と併せた耐震化を行うことにより、効率的に整備を進める必要があります。



出典：国土交通省HP

図 2-4 マンホールと管きよ継ぎ手部の耐震化

1-4 合流式下水道の改善

(1) 現状

合流式下水道は、雨水と汚水を同一の管きょを用いて排除するシステムであり、本市においても、北多摩一号処理区の約 79%、野川処理区の約 66%、市域全体では約 78%で採用しています。

合流式下水道では汚水と雨水の対策を同時に進められる反面、大雨の時に大量の雨水が流れ込むと、管きょや処理場の処理能力を超えた下水が未処理のまま河川等の公共用水域に放流されます。また、油やゴミ等の浮遊物も同様に流出するため、公共用水域の水質汚濁、悪臭の発生、きょう雑物(油やゴミ等)流出による景観の悪化、公衆衛生上の観点などから近年大きな社会問題となっています(図 2-5 参照)。

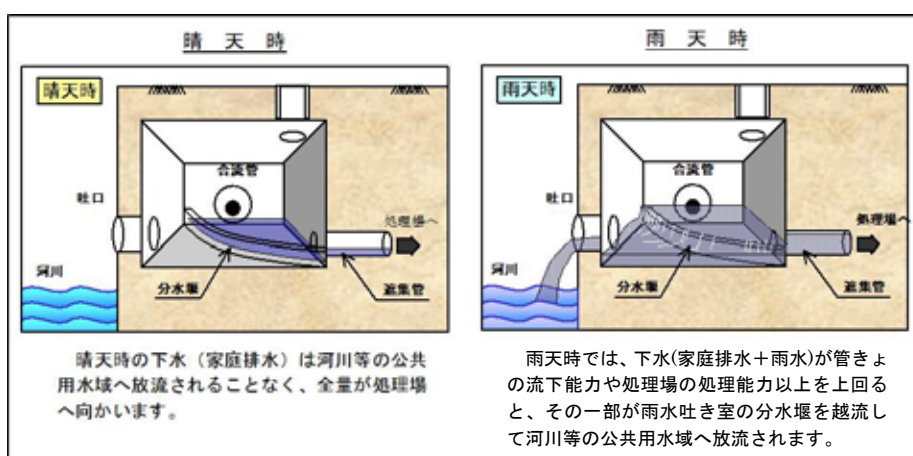


図 2-5 合流式下水道の概要

(2) 今後の課題

汚濁負荷量の低減や、未処理放流回数を半減することを目的に平成 25 年度までに整備された浸透施設や貯留施設について、継続的な維持管理が必要になります。



図 2-6 きょう雑物除去装置

※制御板とガイドウォールを設置することにより、きょう雑物の公共用水域への流出を防止します。

1-5 都市下水路の老朽化

(1) 現状

本市の下水道計画は、1 時間 50 mm の降雨を対象に雨水の排水施設を整備していますが、その要となる施設が都市下水路です。

かつての用水路を活用して整備した本市の都市下水路は、昭和 47 年度に第一都市下水路が完成して以降、平成 2 年度までに第二、第三、第四都市下水路のそれぞれが完成し、その総延長は約 12 km となっています。都市下水路は、市の中央部から南部地域の雨水を多摩川に直接放流する排水施設です。

しかし、最後に完成した第四都市下水路も既に 30 年が経過し、施設の老朽化が進んでおります。昨今の大雨に対する排水機能を確保するためにも、適切に維持管理をしていく必要があります。

第一都市下水路	昭和 47 年度完成	延長：2,380m	
第二都市下水路	昭和 53 年度完成	延長：3,430m	
第三都市下水路	昭和 50 年度完成	延長：2,034m	
第四都市下水路	平成 2 年度完成	延長：4,086m	

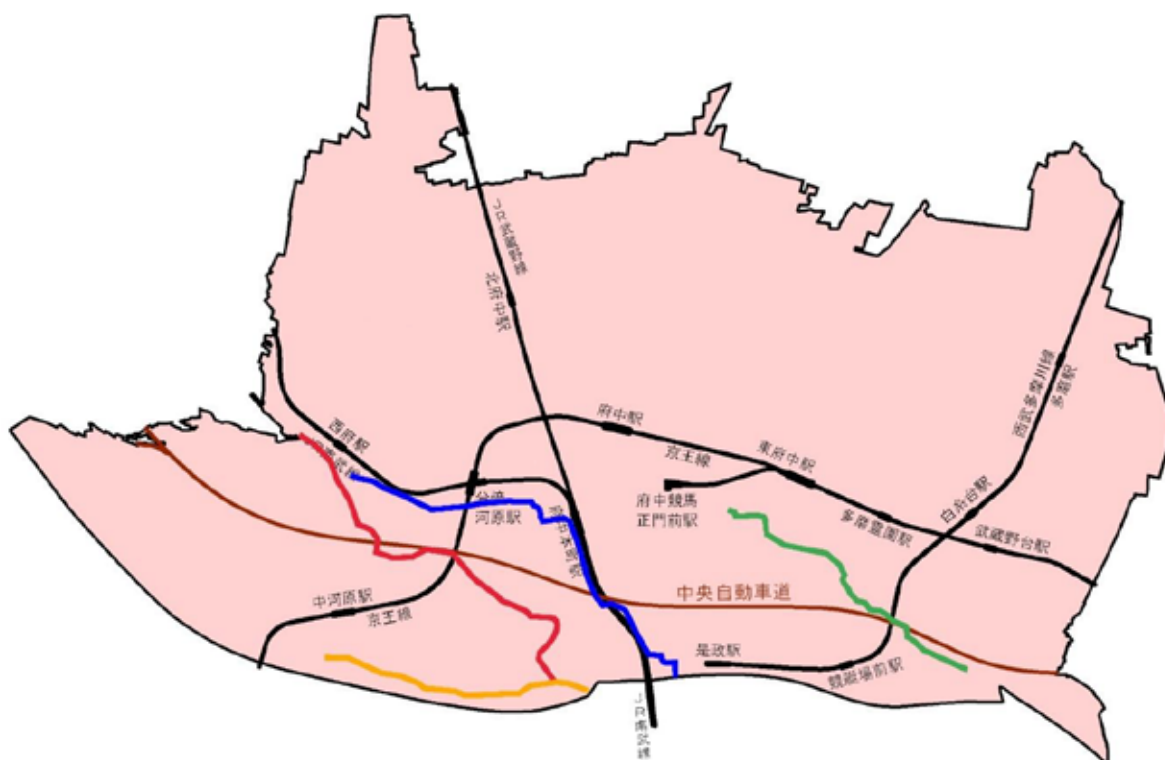


図 2-7 府中市における都市下水路の案内図

（２）今後の課題

施設の老朽化対策では、計画的な修繕・改築更新を実施する必要があります。
雨水の排水状況を把握しながら維持管理する必要があります。



図 2-8 第二都市下水路
（上：都市下水路上部（歩道） 下：都市下水路内部）

トンネルみたいだ
こま！！



老朽化対策、修繕、改築更新、都市下水路

2 維持管理の現状と課題

2-1 施設の維持管理状況

本市の下水道施設は、管きょやマンホール、公共ます、取付管、伏越部と、ポンプ場で構成されており、これらの施設が安全かつ必要な機能を満たすよう、適正な維持管理を行っています。



図 2-9 維持管理業務の様子

(1) 管きょの維持管理状況

本市の下水道管きょは、平成 30 年度末で約 760km 布設されており、年間約 3 から 4 億円を投じて維持管理を行っています。

①巡回・点検

主要施設については定期的に巡回・点検しており、詰まりなどの緊急時には、市で高圧洗浄車を用いた清掃や、TV カメラ搭載車を用いた調査を行っています。

②調査

平成 23 年度から平成 30 年度までの過去 8 年間の調査実績は年平均約 41km (約 7,400 万円)、総計約 330km (約 5 億 8900 万円) となっています。これまではマンホールからの目視調査でしたが、平成 23 年度から TV カメラや、潜行目視により実際に管きょ内の調査を実施しています。

③清掃

本市では、3 年間で市内を一周するように管内の汚泥深調査を実施しており、調査結果に基づき、土砂堆積等のある箇所について清掃を行っています。平成 23 年度から平成 30 年度までの 8 年間で、汚泥深調査を年平均約 6,000 箇所 (総計約 48,000 箇所)、清掃を年平均 12km (総計約 96km) 実施しています。事業費は、総計約 6 億 1000 万円となっています。

④補修

点検や調査により見付かった異常箇所は緊急の維持工事で補修しています。

マンホール、公共ます、取付管、伏越部、管きょ、高圧洗浄車、TV カメラ搭載車、TV カメラ、目視調査、汚泥深調査

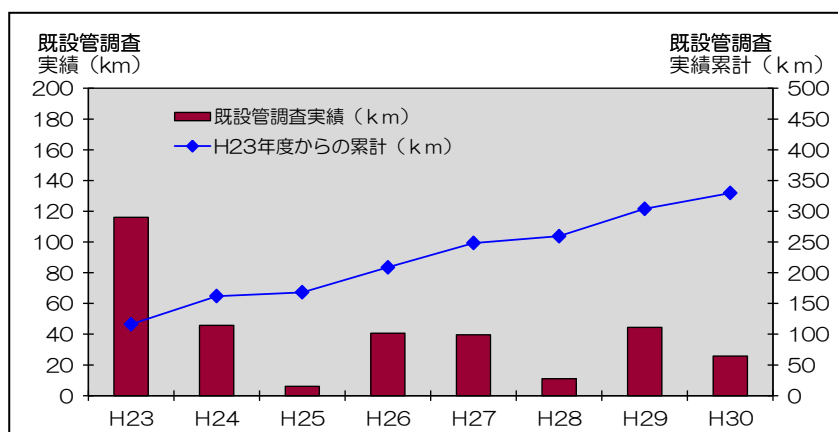


図 2-10 年次別管きょ調査延長実績

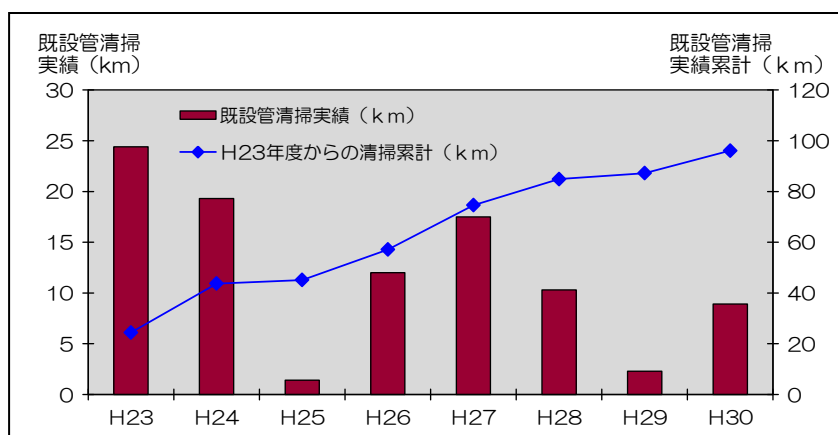


図 2-11 年次別管きょ清掃延長実績

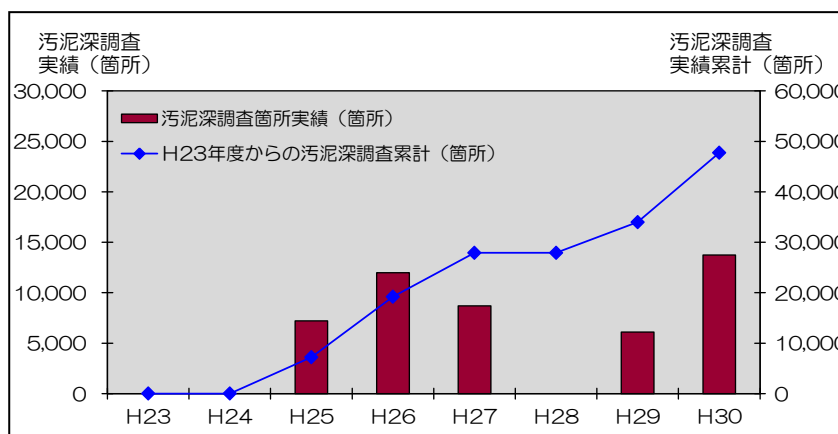


図 2-12 年次別汚泥深調査延長実績

(2) ポンプ場の維持管理状況

北多摩一号処理区東部第2処理分区（押立町、白糸台の一部）の汚水は自然流下で排出できないため、流域下水道北多摩一号幹線に送水するために押立ポンプ場が設置されており、昭和50年12月から稼動しています。ポンプ場は機能を停止させることができない非常に重要な施設であり、保守管理を専門の業者に委託し、運転しています。

管きょ、汚泥深調査、処理区、処理分区、流域下水道、幹線

2-2 下水道台帳の整備

下水道法第 23 条においては、下水道管理者に対し台帳の調整及び保管が義務付けられています。

本市では平成 16 年度から台帳データを電子化したシステム（多摩 SEMIS）を導入しており、下水道課で閲覧することができます。

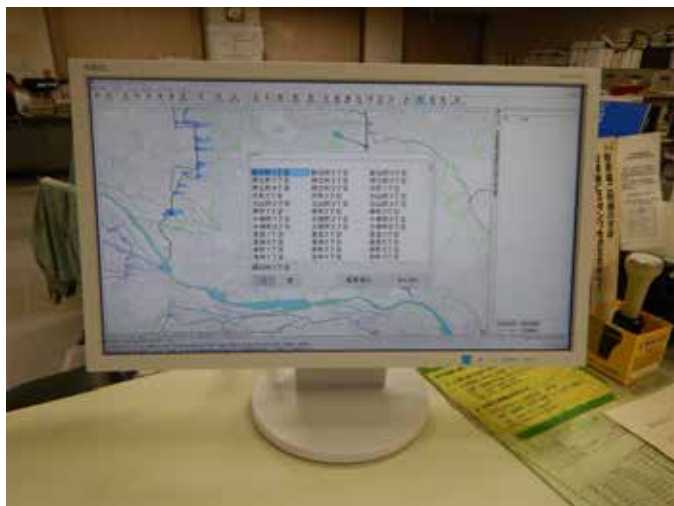


図 2-13 下水道台帳システムの画面イメージ

2-3 その他の維持管理状況

(1) 水質管理

流域下水道へ排出する下水の水質管理のため、接続点において、定期的に水質検査を行っています。

また、合流式下水道の改善対策による効果を把握するため、雨天時に雨水吐から公共用水域に放流される下水の水質を検査しています。

(2) 水質規制・監視

工場・事業所等からの有害物質や危険物を含んだ悪質下水が下水道へ流入するのを防止するため、下水道法及び下水道条例に基づき規制しており、注意書による指導や違反者への改善要請を行っています。特定事業場に対しては、定期的に水質の検査を行っています。

(3) 排水設備

一般家庭等からの下水が適正に排水されるように、市民や事業者が所有する排水設備は、それぞれの責任において適正に管理していただくようお願いしています。

2-4 今後の課題

(1) 計画的な維持管理の実施

下水管の標準耐用年数である 50 年が近づくにつれて、老朽化の進行が予想され、その対策を実施するためには、管きよの状況を TV カメラなどで詳細に把握する必要があります。この詳細調査を実施するためには財政負担が増大することが予想されるので、計画的な維持管理計画が必要となります。

(2) 重要度に応じた維持管理の検討

過去の調査結果における老朽化の進行や管きよの重要度などから、詳細調査や健全度評価の優先順位を決め、維持管理の効率化を図る必要があります。

(3) 押立ポンプ場のバックアップの検討

施設の保守管理を専門業者に委託しており、機械、設備等の稼動状況を把握し、順次交換などを行っていますが、稼動から 44 年（令和元年現在）が経過しており、施設の老朽化が進んでおります。そのため、計画的な改築更新を実施するとともに、将来的な建替えの必要性や、施工方法なども含めた検討を行っていく必要があります。



ここが府中市のポンプ場だこま！



府中市押立ポンプ場
(上：外観 右：内部)



標準耐用年数、管きよ、TV カメラ、健全度評価、改築更新

3 財政の現状と課題

本市下水道の使用料単価は、多摩 26 市で最も低い水準となっています。また、本市では建設事業のピークから約 40 年経過しており、企業債償還費が低いことから污水处理費が低い水準となっているため、全て下水道使用料で賄えています。

3-1 下水道事業費

(1) 下水道事業の総支出の状況

本市下水道は、昭和 39 年度に事業着手とともに特別会計を設置し、平成 30 年度まで約 2,354 億円を投じて事業を行ってきました。

単年度ごとにみると、昭和 56 年度の約 99 億円をピークに、減少傾向となっており、平成 30 年度の下水道事業の決算における支出額は約 34 億円となっています。

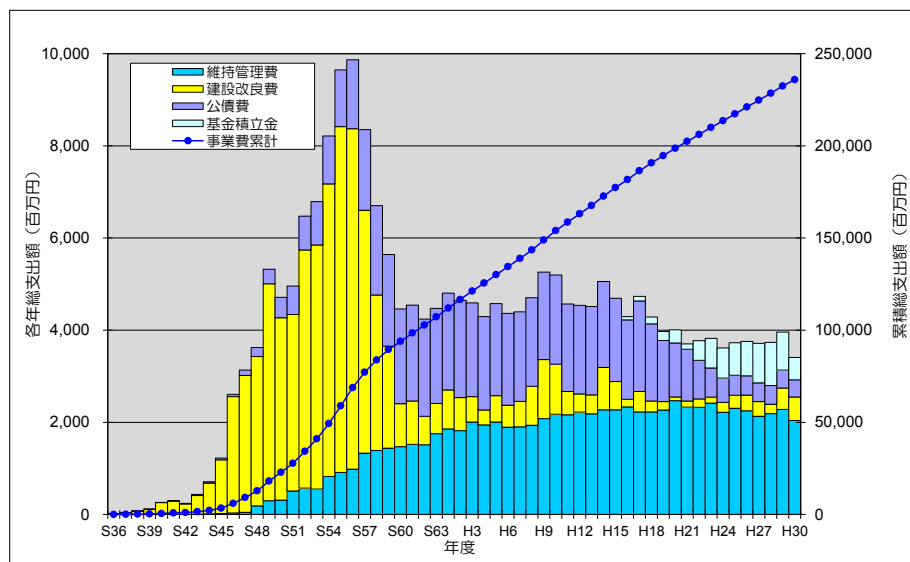


図 2-14 下水道事業の総支出の推移

(2) 下水道事業の総収入の状況

事業着手から昭和 50 年代半ばまでの事業の最盛期までは、競走事業特別会計からの繰入金と企業債が多くを占めていました。その後、建設事業の完了に伴い企業債は減少し、平成 12 年度以降は一般会計繰入金と使用料収入が大部分を占めています。

平成 30 年度の収入額は使用料収入が約 20 億円、一般会計繰入金が約 13 億円であり、合わせて収入の約 90%を占めています。

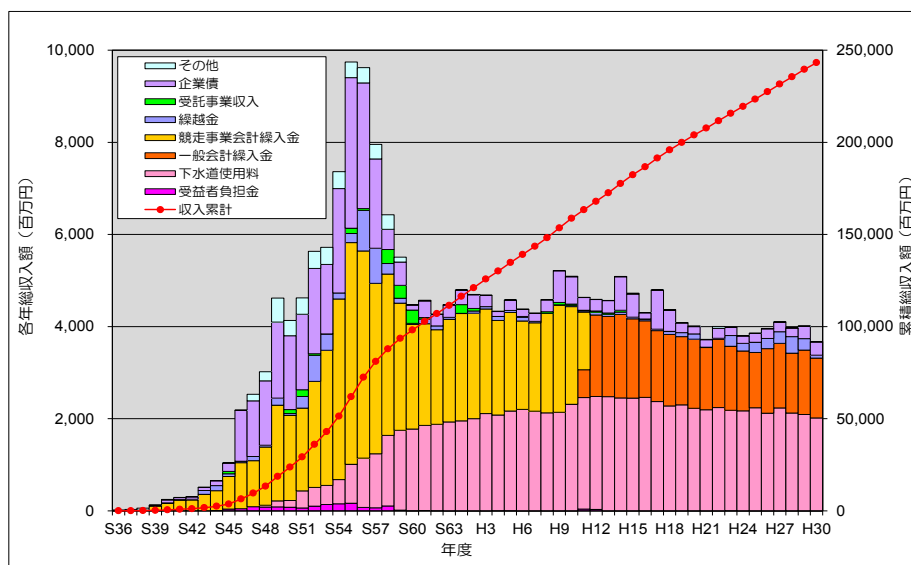


図 2-15 下水道事業の総収入の推移

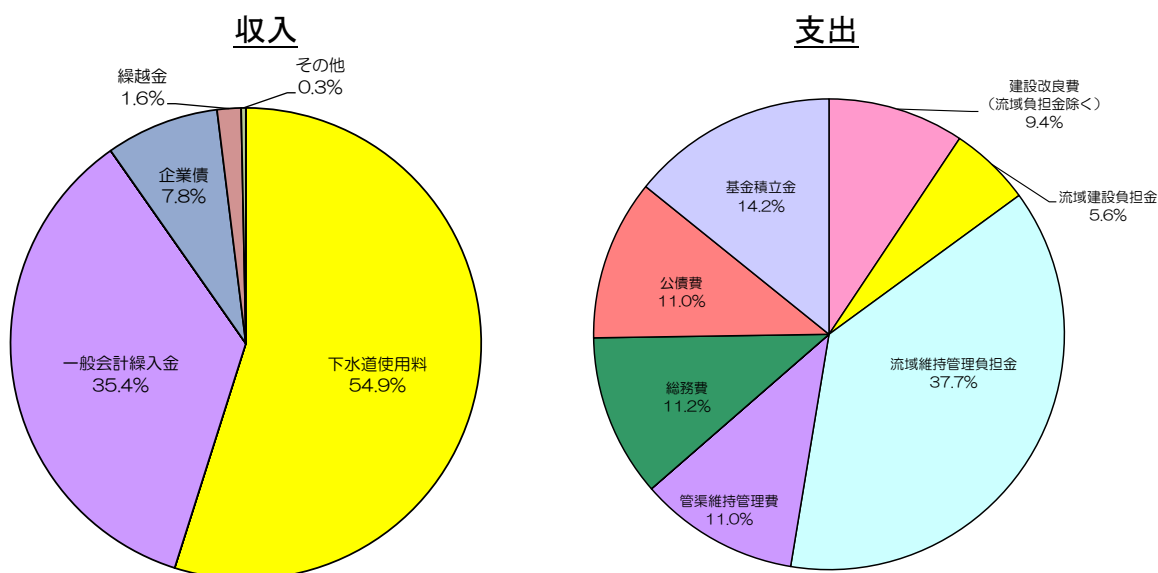


図 2-16 下水道事業特別会計の状況（平成 30 年度）

競走事業特別会計、繰入金、企業債、一般会計繰入金、使用料収入、受託事業収入、受益者負担金

(3) 建設改良費の状況

下水道施設の建設改良費は、事業着手から今日まで約 841 億円が投じられており、約 760km の管きよが布設されています。このうち、流域下水道への建設負担金として、これまでに約 86 億円が支払われています。

建設改良費は、ここ数年で老朽化対策事業により増加傾向にあり、平成 30 年度の建設改良費は約 5 億円となっています。

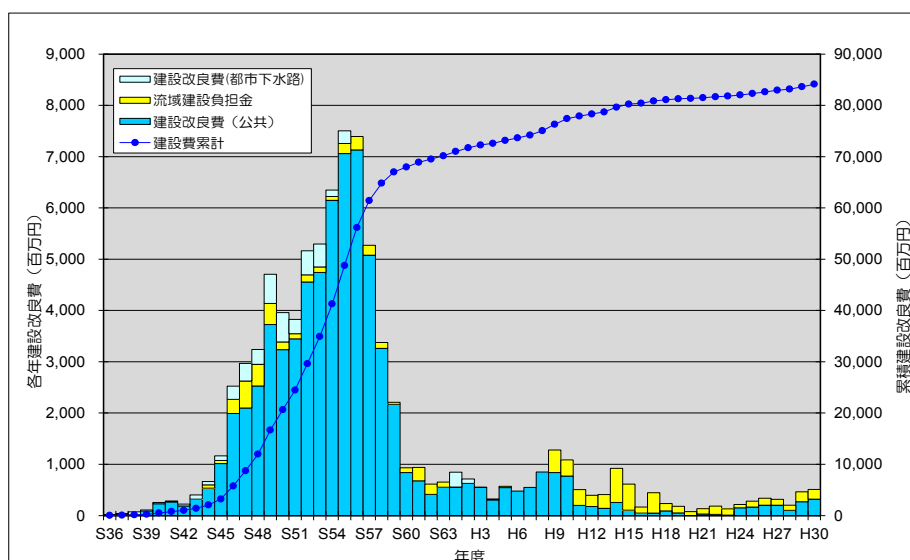


図 2-17 建設改良費の推移

(4) 維持管理費の状況

過年度における下水道施設の維持管理費は、年間約 20 から 23 億円で推移しています。そのうち約 13 から 15 億円（全体の約 65%）が流域下水道への維持管理負担金となっています。

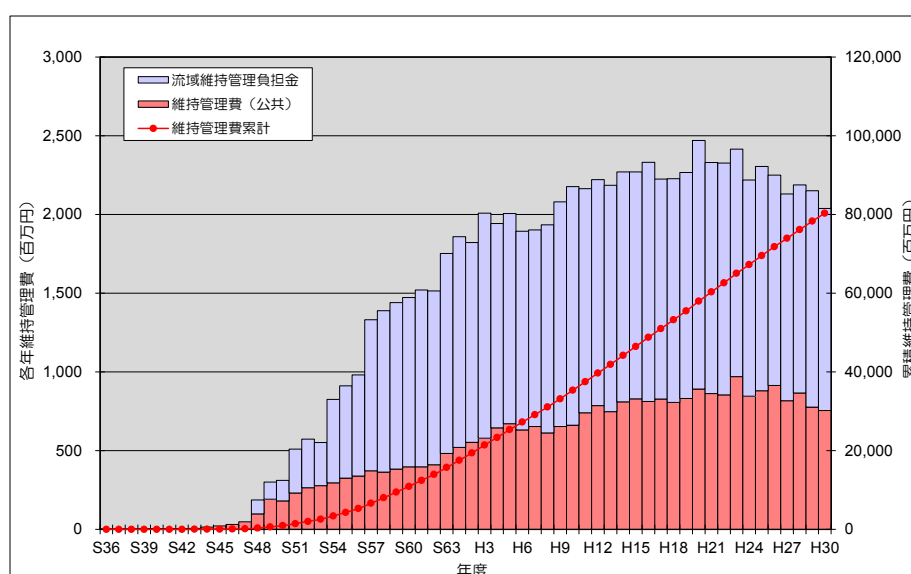


図 2-18 維持管理費の推移

建設改良費、管きよ、流域下水道、建設負担金、老朽化対策、維持管理費、維持管理負担金

(5) 企業債償還費の状況

企業債償還費は平成 17 年度以降減少傾向にあり、平成 30 年度の企業債償還費は約 3 億円となっています。

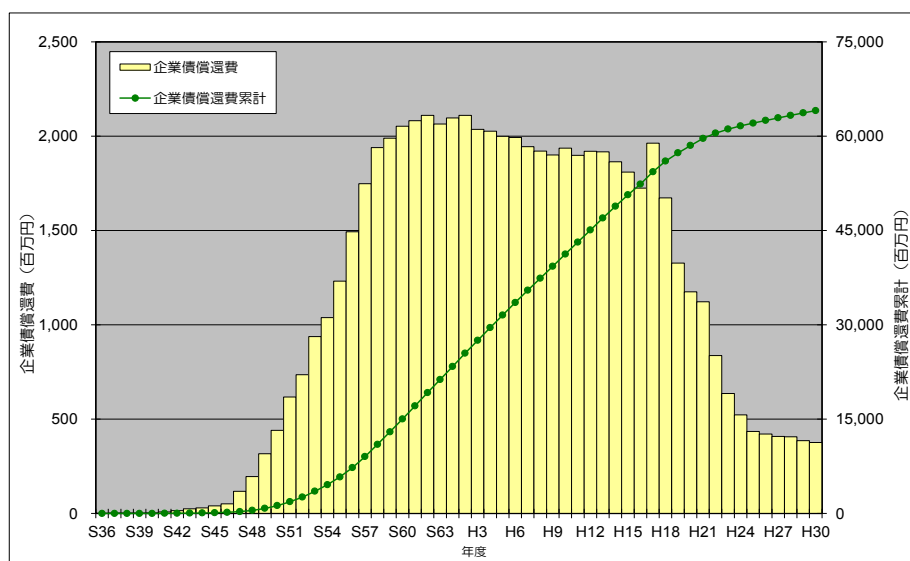


図 2-19 企業債償還費の推移

(6) 下水道使用料

下水道事業における使用料収入は、汚水処理費に充当されるものであり、使用料収入が汚水処理費を上回ることが原則とされています。

近年 10 か年の本市の使用料収入は、緩やかな減少傾向にあり、平成 30 年度では約 20 億円となっています。汚水処理費も同様に減少傾向にあり、平成 30 年度では約 18 億円となっています。

各年度においては、汚水処理費に対して使用料収入が上回っていることから、必要な経費は使用料収入により回収できており、その余剰分は将来の建設改良費の財源とするため、下水道施設改築基金に積み立てられています。

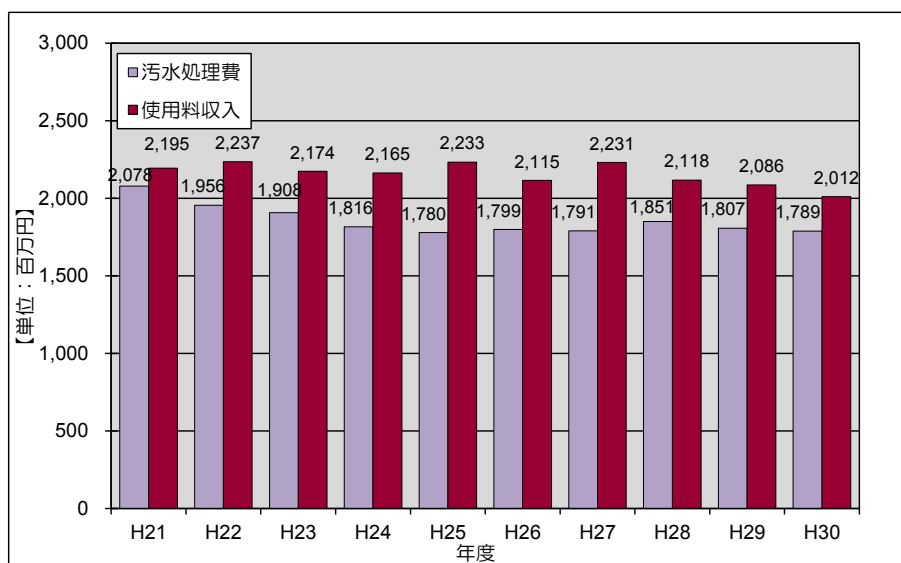


図 2-20 汚水処理費と使用料収入の推移

企業債償還費、使用料収入、汚水処理費、建設改良費、下水道施設改築基金

(7) 下水道施設改築基金

府中市では、下水道施設の改築等に要する経費の財源に充てることを目的に、平成 16 年度に「下水道施設改築基金」を設置しました。

同基金は、長期的な視野から、世代間の不公平を極力是正し、将来の施設の改築等に充てる財源を継続的に確保するため、積立てを行っています。

その原資としては、雨水処理負担金と下水道使用料の一部から成り立っており、これは将来的な負担も利用者をお願いするものです。

平成 30 年度末での基金残高は約 71 億円となっており、平成 30 年度は約 5 億円を積み立てています。

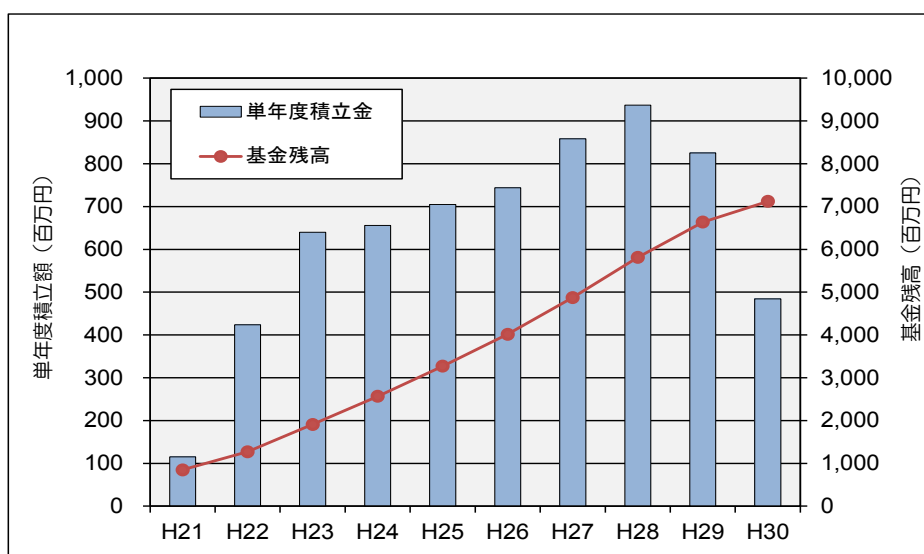


図 2-21 下水道施設改築基金 残高と積立額の推移

(8) 今後の課題

- ①現状では、下水道事業の予算規模は小さくなっていますが、今後は老朽化対策を推進する必要があると見込まれるため、その動向に留意するとともに、財源の確保に努める必要があります。
- ②大口使用者からの有収水量が減少しており、社会構造の変化等に起因するものと推測されます。また、小口使用者からの有収水量は、本市の人口が増加傾向にあるため増加していますが、今後は本市でも人口減少が想定されており、それに伴う有収水量の減少から、使用料収入の減少が見込まれます。

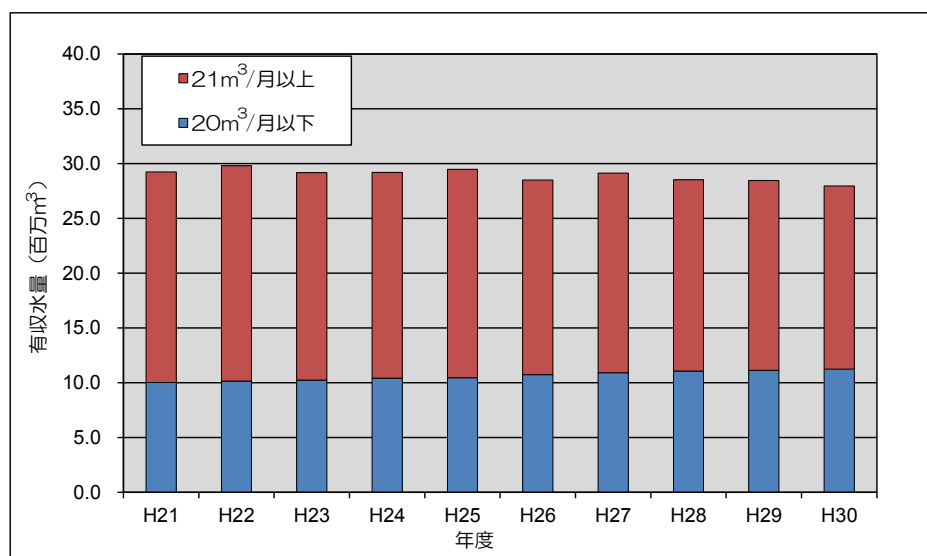


図 2-22 有収水量の推移

- ③国土交通省では、健全な下水道経営を持続するために、「広域化・共同化」「官民連携」等の施策を各地方公共団体に求めており、府中市下水道でもそれらの施策の積極的な推進が必要となります。



北多摩一号第1幹線と多摩川流域下水道北多摩一号幹線の接続点(昭和47年)



第 3 章

下水道マスタープランの 基本理念と基本方針

第3章 下水道マスタープランの基本理念と基本方針

1 下水道の基本理念

本市の下水道は、これまでに整備した下水道施設の老朽化が進んでいることや、近年各地で発生している大型地震、大雨による浸水、雨天時における未処理放流水の発生のように、災害や環境に対するリスクが高まりつつあります。

これらの課題を解決していく上では、上位計画となる流総計画や、雨水放流先である河川計画（多摩川や野川）との整合を図る必要があります。

また、既に建設された施設の維持管理を着実に実施するとともに、新たな整備や改築更新へ投資も必要となるため、下水道使用料等の収入とのバランスを考慮して事業を進めていくことが求められます。

さらに、下水道は市民の財産であることから、市民の理解を得ながら、協働して事業を進めることが重要となります。

このような状況の中、本市下水道が目指すものとして、次のことが挙げられます。

- ・安全で安心なまちづくりを進めること
- ・災害に強いまちづくりを進めること
- ・自然環境に配慮すること
- ・市民との協働を進めること
- ・これからも50年、100年と安心して下水道を使い続けられること

これらを勘案し、府中市下水道が目指すべき姿としての基本理念を掲げました。

【府中市下水道の基本理念】

“暮らしと歩む 下水道 これまでも これからも”

府中市の下水道は、まちづくりと連携し、安全・安心で、快適なまちを未来につないでいきます。



2 下水道の基本方針

2-1 基本方針

本市の下水道は、基本理念を踏まえ、「Ⅰ 安全で安心なまちづくりに向けて」、「Ⅱ 良好な環境づくりに向けて」、「Ⅲ 未来へつなぐ下水道経営に向けて」の3つの基本方針を掲げます。

府中市下水道の基本方針

Ⅰ 安全で安心なまちづくりに向けて

- 1 老朽化施設の改築更新
- 2 震災時にも機能を維持できるための地震対策
- 3 雨水排水機能の維持管理

Ⅱ 良好な環境づくりに向けて

- 1 合流式下水道の改善
- 2 広域的な視点による汚水処理

Ⅲ 未来へつなぐ下水道経営に向けて

- 1 下水道の財政見通しと経営基盤強化
- 2 未来に向けた下水道の適正管理
- 3 市民との協働

基本方針Ⅱ 良好な環境づくりに向けて

本市では下水道の普及促進に努めてきた結果、市内の水環境だけでなく、本市下水道の放流先河川（多摩川や野川）の下流域や東京湾の水質保全に大きく貢献してきました。今後も良好な水環境の保全のため、下水道が果たす役割は非常に大きく、本市の地域特性から流域全体としての取組が求められます。

本市では、既に合流式下水道の改善に取り組んでいますが、今後は整備した施設の適切な維持管理を行い、良好な環境を継続していくよう努めます。



出典：東京都下水道局 HP

図 3-3 循環する水の流れ

主要施策

「良好な環境づくりに向けて」の主な施策は次のとおりです。

- 1 合流式下水道の改善
- 2 広域的な視点による汚水処理



多摩川の水辺

放流先河川、合流式下水道、汚水処理

基本方針Ⅲ 未来へつなぐ下水道経営に向けて

下水道の機能を維持していくためには、限られた財源の中でも安定した下水道経営の実現が必要です。しかしながら今後は、老朽化した施設の維持管理や改築更新に対する費用の増加とともに、市民や企業などの使用者の節水意識や人口減少により使用料収入の増収は見込めない状況等が想定されます。

そのためには、長期的な視点を持って効率的な事業運営を行い、支出の削減や平準化、適正な使用料水準の設定等により安定した下水道経営を実現していくことが重要であり、さらに、建設・維持管理・改築更新を体系的に捉えた計画的な施設管理を行うことが重要となります。

なお、下水道は、これまでは市が主体となって社会基盤整備として進めてきましたが、日常生活に密接に関わる生活基盤でもあるので、市民の財産であるという観点から、今後は市民との協働が重要となります。



主要施策

「未来へつなぐ下水道経営に向けて」の主な施策は次のとおりです。

- 1 下水道の財政見通しと経営基盤強化
- 2 未来に向けた下水道の適正管理
- 3 市民との協働



改築更新、使用料収入



第 4 章

目標と具体的な施策

第4章 目標と具体的な施策

I 安全で安心なまちづくりに向けて

1 老朽化施設の改築更新

1-1 方針・目標

市域全体に張り巡らされている下水道管きよは、下水を処理場や放流先へ送水する重要な役割を担っており、これらの老朽化による道路陥没事故発生や機能停止は、市民生活へ大きな影響を与えます。このため事故発生、機能停止の未然防止を目的とし、計画的な点検・調査と修繕・改築を行います。

1-2 主な施策

(1) 巡回・点検による予防保全

管路施設について、定期的な巡回・点検を実施し、事故等の未然防止に努めます。

(2) 計画的点検・調査の実施

事故発生危険度（老朽度や管種など）と事故影響度（軌道下・緊急輸送路など）を考慮し対策優先度の高い地区、重要な幹線等から順次、管路の詳細調査を実施し、その状態に応じた計画的維持管理・改築を実施します。また、点検・調査で得られた下水道施設の劣化状況、修繕内容等の情報は、今後の点検・調査計画、修繕・改築計画に反映させます。



図 4-1 管きよの老朽度調査



図 4-2 維持管理車両
(左からバキューム車、高圧洗浄車、
作業車、TVカメラ搭載車)

改築更新、管きよ、修繕、改築、緊急輸送路、重要な幹線、バキューム車、高圧洗浄車、TVカメラ搭載車

（３）計画的修繕・改築の実施

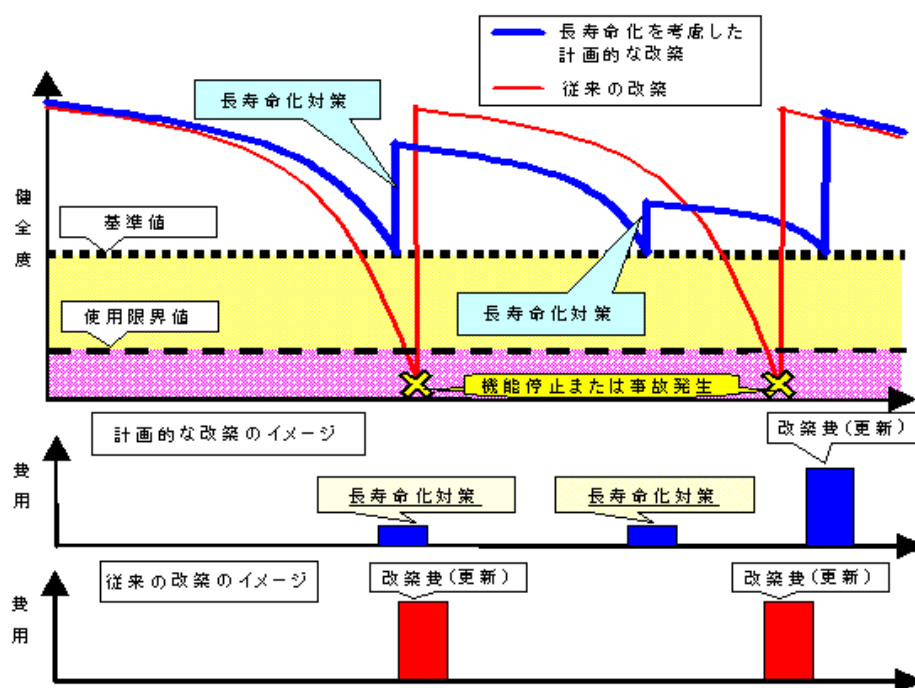
計画的な点検・調査結果から、修繕・改築の必要性や優先順位等の基本方針、改築方法・時期・費用等の実施計画を取りまとめた下水道ストックマネジメント計画に基づき、管路施設やポンプ施設等の修繕・改築を実施することで、コスト縮減と事業の平準化、事故等の未然防止を目指します。

（４）緊急修繕への対応

ラード等による管きよの閉塞や、取付管の不具合等による一時的な下水道機能の停止が発生した場合、緊急的に修繕を実施することで速やかな下水道機能の回復に努めます。

（５）地震対策と連携した改築の実施

改築時には、耐震性能を有する更生工法の採用やマンホール浮上防止対策など、地震対策と併せた効率的な改築を実施します。



出典：国土交通省ホームページ

図 4-3 ライフサイクルコストを考慮した計画的改築

2 震災時にも機能を維持できるための地震対策

2-1 方針・目標

地震災害時においても二次災害を防止し、最低限の下水道機能を確保するために、施設の重要度・危険度に応じ、段階的に施設を耐震化する『防災』と被害を最小限に抑える『減災』の双方に取り組んでいきます。

2-2 主な施策

(1) 下水道総合地震対策計画の更新

下水道施設の被災危険度と被災した場合の影響度を考慮し、施設の対策優先度を設定し、『防災（施設の耐震化）』、『減災（被害の最小化）』『被災時の業務継続性確保（BCP）』の3つの視点で策定した「下水道総合地震対策計画」について見直しを実施します。

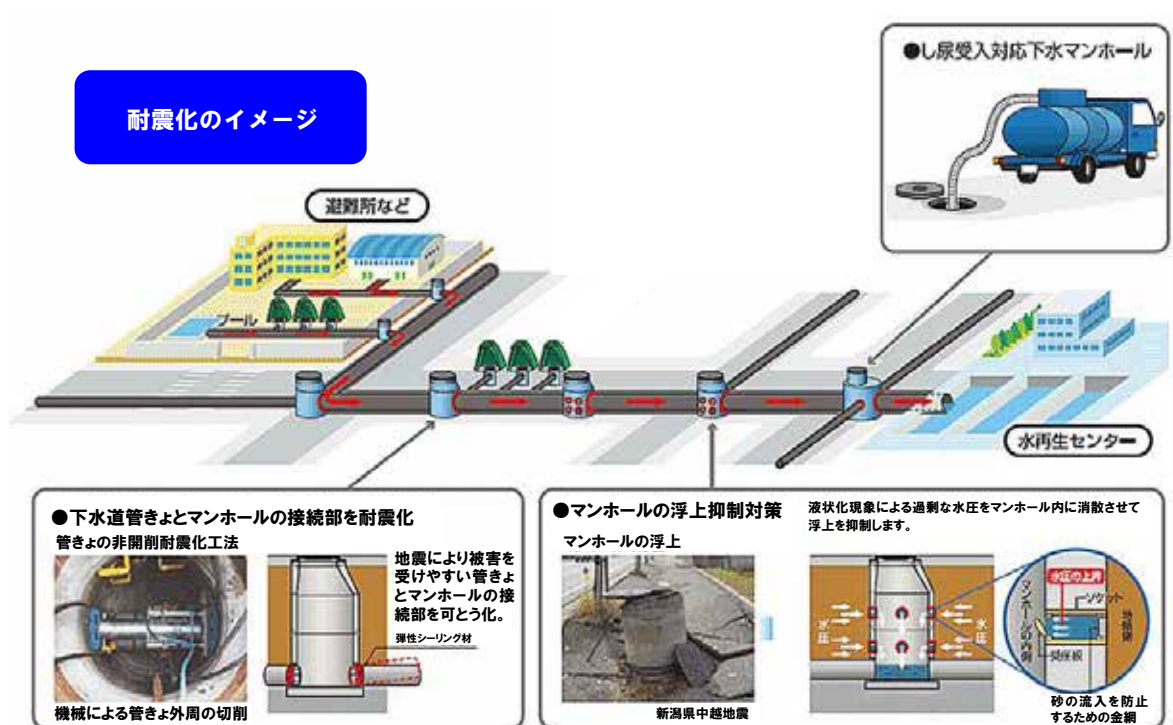


図4-4 地震対策のイメージ（出典：東京都下水道局）

（２）下水道施設の耐震化（重要施設）

地震に伴うマンホールの浮上は下水の正常な流下を妨げるほか、道路に設置されたマンホールの場合には交通障害になることも想定されます。そこで、防災拠点・避難所などと処理場を結ぶ管きょや、緊急輸送路に埋設されている管きょなど、重要度の高い施設から、マンホールの浮上防止対策、マンホールと管きょ接続部の可とう化、改築計画などと併せた耐震化対策を実施します。

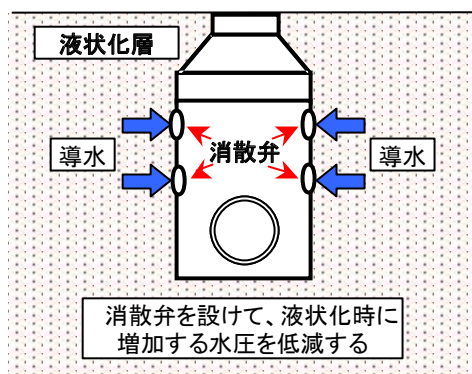


図 4-5 マンホール浮上防止対策のイメージ



図 4-6 管口可とう化のイメージ

（３）危機管理体制の充実・強化

被災時の被害の最小化、最低限の処理機能の確保と応急復旧を図るため、市内の事業者団体や広域的な関係団体との間で、「災害時維持修繕協定」を締結して、危機管理体制を整えています。また、「府中市下水道 BCP」を策定し、災害時における下水道業務の継続性を確保するよう努めます。



3 雨水排水機能の維持管理

3-1 方針・目標

1 時間 50mm 降雨に対応するように整備されている都市下水路や下水道管きょ施設は老朽化が進んでいます。老朽化により雨水の排水機能が停止することは、市民生活の安全性に影響を与えることになります。このため、施設を適切に修繕・改築を行い、市内の雨水排水機能を維持します。また、「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、都市下水路や下水道管きょへの雨水の流入を抑制する取組を行っていきます。

3-2 主な施策

（1）都市下水路の修繕・改築事業

標準耐用年数を迎える第二～第四都市下水路に対し、計画的に修繕・改築を実施するとともに、雨天時の流水状況を適宜把握することで、雨水排除機能を維持管理します。

（2）土砂などの汚泥深調査

都市下水路や下水道管きょは、雨水に混じり土砂等が流入します。流入した土砂は、内部に堆積し流下機能を阻害します。

そのため、定期的に都市下水路や下水道管きょの内部を調査し、土砂堆積等がある箇所については清掃することで、雨水の排除機能を維持します。

（3）浸透施設の設置

都市下水路に流入する雨水の量を低減し浸水対策に寄与するために、浸透施設の設置について、市民や開発事業者等※に協力をお願いします

※都市計画法第 29 条に基づく開発行為及び府中市地域まちづくり条例に該当する開発事業者等が対象。



図 4-7 都市下水路の内部の様子



II 良好な環境づくりに向けて

1 合流式下水道の改善

1-1 方針・目標

雨天時に合流式下水道から流出する未処理下水やゴミ等を削減するための対策を積極的に推進し、環境負荷の低減を図るとともに、多摩川や野川の水質向上や東京湾の水環境保全に貢献します。



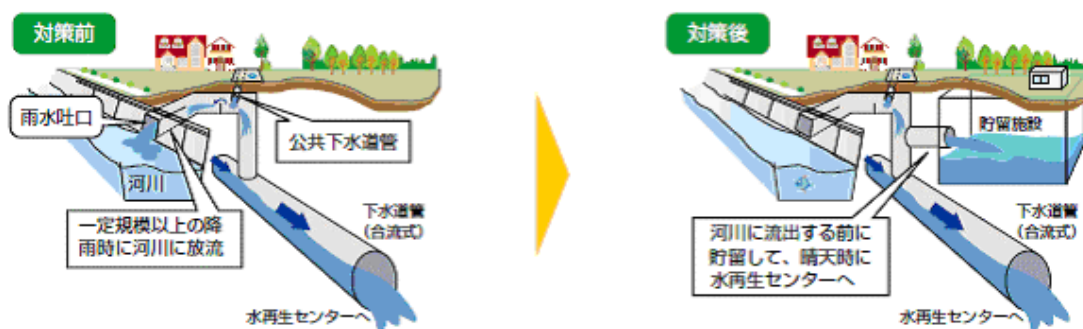
図 4-8 合流改善対策のイメージ

東京都新・合流改善クイックプランより

1-2 主な施策

(1) 貯留施設の維持管理

野川処理区において雨天時に未処理で公共用水域に放流される汚濁負荷量を減らすため、下水の一部を一時的にためておき、晴天時に処理場へ送水するための貯留施設について適切な維持管理を実施します。



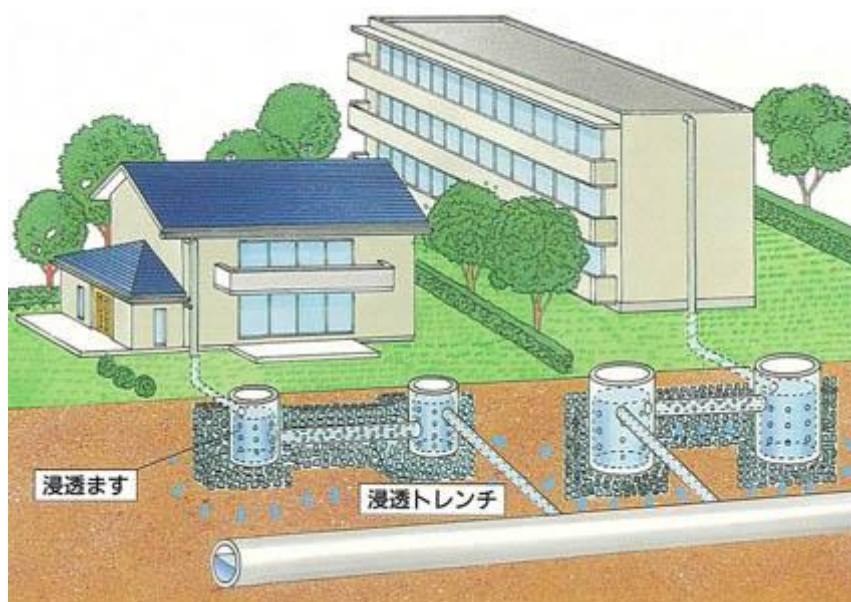
出典：東京都下水道局

図 4-9 貯留施設による合流改善対策のイメージ

合流式下水道、環境負荷、雨水吐口、貯留施設、処理区、公共用水域、汚濁負荷量、合流改善対策

(2) 浸透施設の維持管理

下水道管きょに流入する雨水の量を減らすために、合流式下水道緊急改善計画に基づき設置した浸透施設について適切に維持管理を実施するとともに、引き続き浸透施設の設置について、市民や開発事業者等に協力をお願いしていきます。



雨が地下に浸みているこま！



出典：東京都総合治水対策協議会 HP

図 4-10 浸透施設整備のイメージ

(3) モニタリングの実施

これまでに行ってきた合流改善対策や今後実施する対策による効果を把握するため、雨水吐で年1回の水質調査を実施します。



図 4-11 水質調査の採水状況

モニタリングしているこま！



管きょ、合流式下水道緊急改善計画、浸透施設、モニタリング、合流改善対策、雨水吐

2 広域的な視点による汚水処理

2-1 方針・目標

流総計画において、将来的に調布基地跡地に高度処理等の環境対策を重視した野川水再生センター（仮称）を設置し、本市を含め周辺市の野川処理区の汚水処理を広域的に行う計画となっています。そのため、野川水再生センター（仮称）の計画について、周辺自治体や関係機関との調整を図ります。

2-2 主な施策

（1）下水道全体計画の見直し

汚水の送水先を変更することは、本市の下水道計画を抜本的に見直すことであるため、汚水処理に関する基本方針を定めた全体計画を検討します。

（2）流域幹線への接続管きよの整備

周辺の流域下水道関連市の汚水を集めて水再生センターへと流入させる流域幹線までは、市の施設として管きよを整備する必要があるため、野川水再生センターの供用開始が具体化した時点で流域幹線への接続管きよの計画・整備を検討します。



北多摩一号水再生センター

Ⅲ 未来へつなぐ下水道経営に向けて

1 下水道財政の見通しと経営基盤強化

現在の本市下水道は、企業債の償還が順調に進んだことなどから雨水処理費等の公的負担分を除いた汚水処理費（汚水処理に関わる維持管理費及び資本費）を下水道使用料で賄っており、健全な財務状況であるといえます。

しかしながら、今後は、管きよの老朽化対策や地震対策等の各種事業の実施に伴う建設改良費等の増大が予想され、本市財政にとっては大きな負担となるおそれがあります。

下水道マスタープランでは、令和 31 年度までの中長期的な事業計画に対して、現行使用料体系を維持した場合の下水道使用料や一般会計繰入金などの収入見通しを踏まえた下水道財政の見通しを示します。

1-1 収入・支出の見通し

(1) 収益的収支

令和2年度から令和31年度までの収益的収入は総額約1,162億円となっており、全体の46%を使用料収入が占めています。

収益的支出の総額も収益的収入と同額となっており、全体の56%を維持管理費が占めています。

なお、令和2年度時点で、府中市下水道事業が保有する固定資産の帳簿価額は、約327億円となる見通しであり、そのうち国・都や一般会計からの補助金等を財源とする長期前受金約219億円を差し引いた約108億円が、後年度実質的に負担すべき減価償却費として費用化される対象となります。

(単位:百万円)

項目・期間	短期 (R2-R6)	中期 (R7-R11)	長期 (R12-R31)	合計 (R2-R31)
収益的収入	22,957	20,387	72,883	116,227
下水道使用料	9,932	9,540	34,372	53,844
他会計補助金	5,273	4,742	24,825	34,840
長期前受金戻入	7,752	6,105	13,686	27,543
収益的支出	22,957	20,387	72,883	116,227
維持管理費	11,008	10,925	43,403	65,336
減価償却費	11,632	9,053	22,790	43,475
支払利息	317	409	6,690	7,416

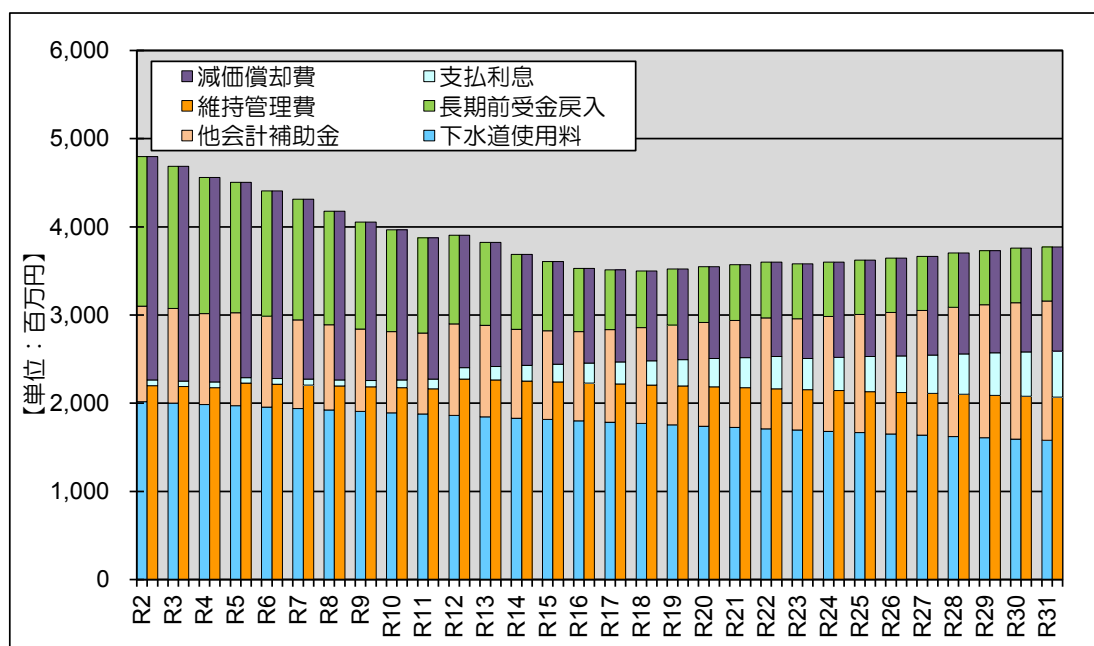


図 4-1 収益的収支の見通し

固定資産、帳簿価額、長期前受金、減価償却費、下水道使用料

(2) 資本的収支

令和2年度から令和31年度までの資本的収入は総額約611億円となっており、全体の50%を企業債が占めています。

令和2年度から令和31年度までの資本的支出は総額約786億円となっており、全体の76%を建設改良費が占めています。

資本的支出に対する不足分については補填財源を充当しますが、この場合約16億円の資金不足となるため、基金の残高を考慮しながら取崩額を適宜調整する等により、事業運営に支障が生じない資金繰りが求められます。

(単位:百万円)

項目・期間	短期 (R2-R6)	中期 (R7-R11)	長期 (R12-R31)	合計 (R2-R31)
資本的収入	3,636	8,696	48,756	61,088
国・都補助金	319	1,154	7,369	8,842
企業債	1,090	3,284	26,077	30,451
他会計補助金・出資金	2,227	2,758	5,310	10,295
基金繰入金	0	1,500	10,000	11,500
資本的支出	7,516	11,644	59,483	78,643
建設改良費	2,845	8,028	48,770	59,643
企業債元金償還	1,435	1,413	9,339	12,187
基金積立金	3,236	2,203	1,374	6,813
補填財源・不足額	0	0	1,623	1,623
資本的収支・不足額	3,880	2,948	10,727	17,555
補填財源	3,880	2,948	9,104	15,932

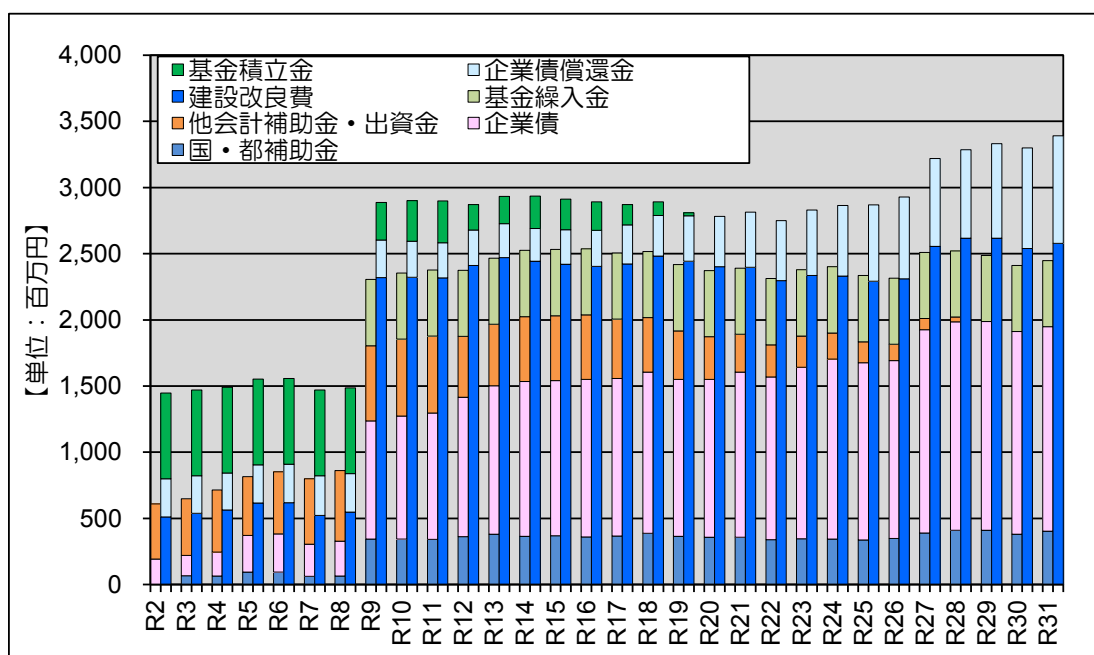


図 4-2 資本的収支の見通し

企業債、建設改良費、補填財源

1-2 主要項目別の見通し

(1) 建設改良費と建設財源

令和2年度から令和31年度までの建設改良費の総額は約596億円となり、約80%の480億円を管きよの老朽化対策が占めます。

また、中期計画期間から老朽化対策が本格化するため、事業費は大きくなっていき、計画最終年度の令和31年度には、1年間での建設改良費は約26億円となります。

建設財源については、令和2年度から令和31年度までの建設改良費約597億円のうち、約51%の305億円を企業債が占めています。令和9年度から下水道施設改築基金を毎年5億円ずつ取り崩して急激な財政負担の抑制を図ります。

なお、老朽化対策については、計画的な点検・調査に基づく下水道ストックマネジメント計画にそって実施することにより、建設改良費の平準化を図っています。

(単位:百万円)

項目・期間	短期 (R2-R6)	中期 (R7-R11)	長期 (R12-R31)	合計 (R2-R31)
老朽化施設の改築更新	1,158	6,444	40,397	47,999
地震対策	70	316	1,151	1,537
雨水対策	858	509	1,022	2,389
広域的な視野による汚水処理	749	749	6,160	7,658
事務費等	10	10	40	60
合計	2,845	8,028	48,770	59,643

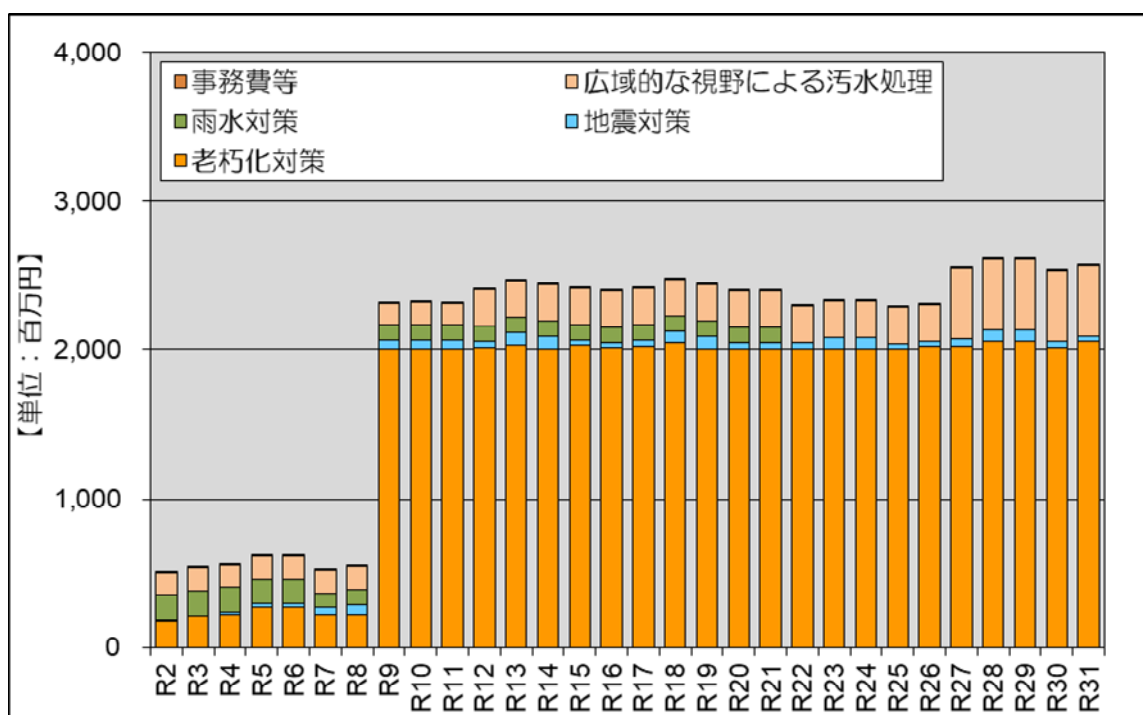


図 4-3 建設改良費の見通し

建設改良費、管きよ、老朽化対策、企業債、下水道施設改築基金、改築更新、地震対策、汚水処理、下水道ストックマネジメント計画

(単位:百万円)

項目・期間	短期 (R2-R6)	中期 (R7-R11)	長期 (R12-R31)	合計 (R2-R31)
国・都補助金	319	1,154	7,369	8,842
企業債	1,090	3,284	26,077	30,451
下水道基金	0	1,500	10,000	11,500
補填財源	1,436	2,090	5,324	8,850
合計	2,845	8,028	48,770	59,643

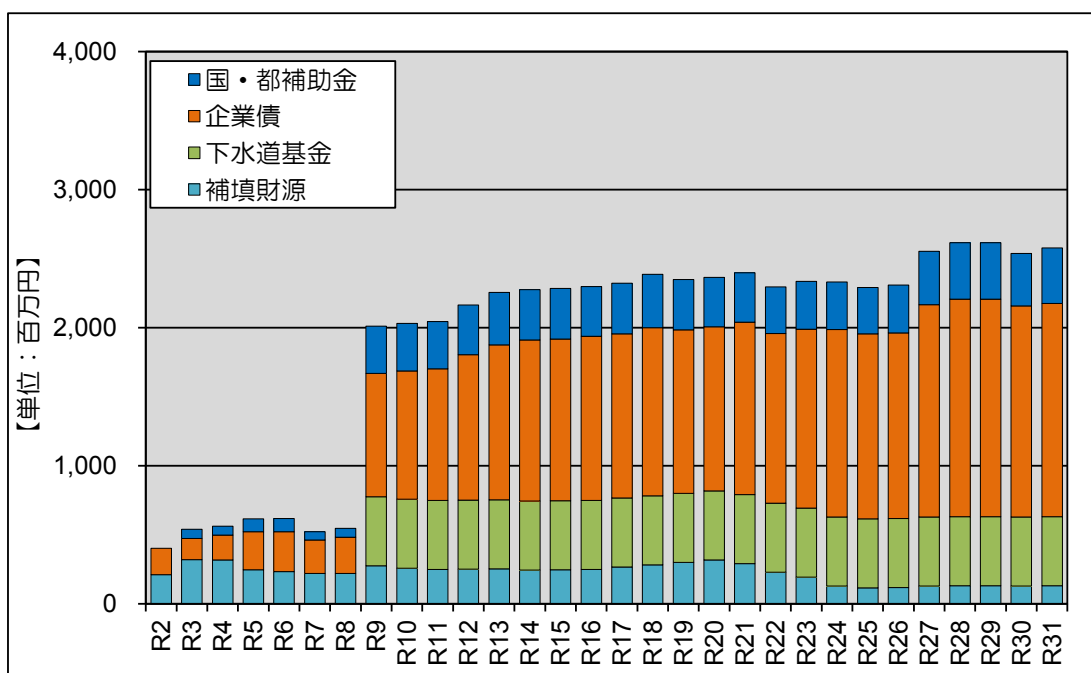


図 4-4 建設財源の見通し

企業債、補填財源

(2) 維持管理費

令和2年度から令和31年度までの維持管理費の総額は約653億円となり、約58%の379億円を流域下水道への維持管理負担金が占めます。

今後は、有収水量は減少することが見込まれ、維持管理負担金も減少する見通しであることから、維持管理費全体としても減少する見通しですが、維持管理負担金の単価は上昇することが考えられるため、流域下水道の動向をうかがっていく必要があります。

(単位:百万円)

項目・期間	短期 (R2-R6)	中期 (R7-R11)	長期 (R12-R31)	合計 (R2-R31)
維持管理費	4,428	4,605	18,420	27,453
維持管理負担金	6,580	6,320	24,983	37,883
合計	11,008	10,925	43,403	65,336

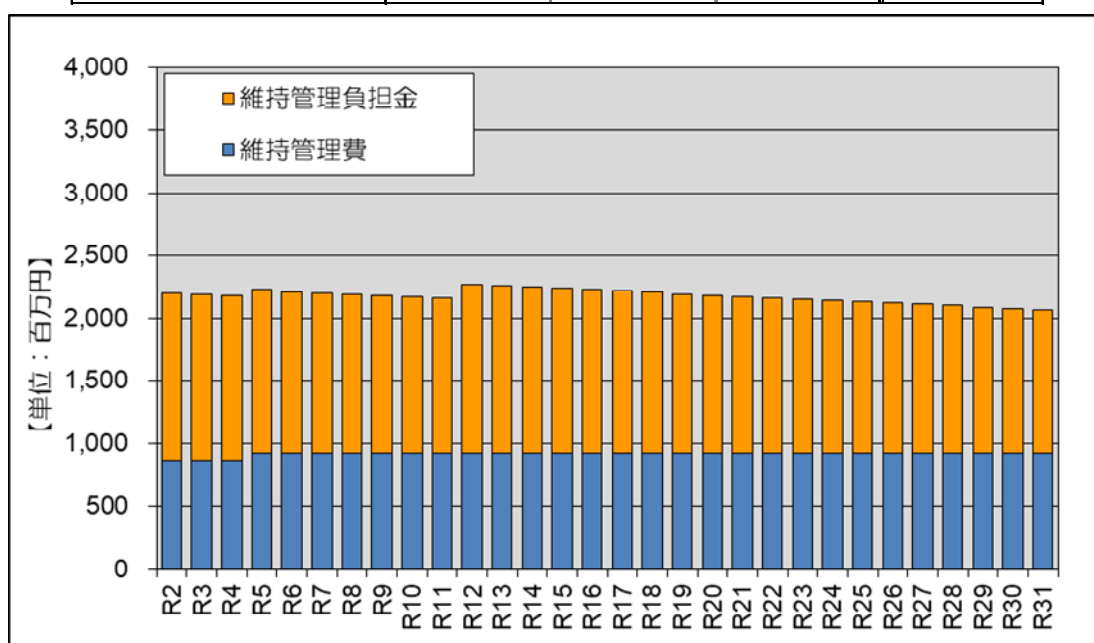


図 4-5 維持管理費の見通し

(3) 企業債償還費

令和2年度から令和31年度までの企業債償還費の総額は約196億円となります。

企業債償還費は、令和11年度頃まではほぼ横ばいですが、老朽化対策が令和9年度から本格化するため、その後償還費が増加し、令和31年度では約13億円の達する見込みです。

また、起債額の増加に伴い、企業債残高も令和10年度頃から大幅に増加し、令和31年度には約230億円に達する見込みです。

なお、企業債残高は、府中市下水道事業が保有する固定資産の帳簿価額から長期前受金を差し引いた金額を下回ることが望ましいのですが、令和20年度以降は非常に近接した余裕のない状況となり、改善が望まれます。

この状況への対応として、企業債の抑制や資本費平準化債を活用した財政面での施策の導入について、今後取り組む方針です。

(単位:百万円)

項目・期間	短期 (R2-R6)	中期 (R7-R11)	長期 (R12-R31)	合計 (R2-R31)
元金	1,435	1,413	9,339	12,187
利子	317	409	6,690	7,416
合計	1,752	1,822	16,029	19,603

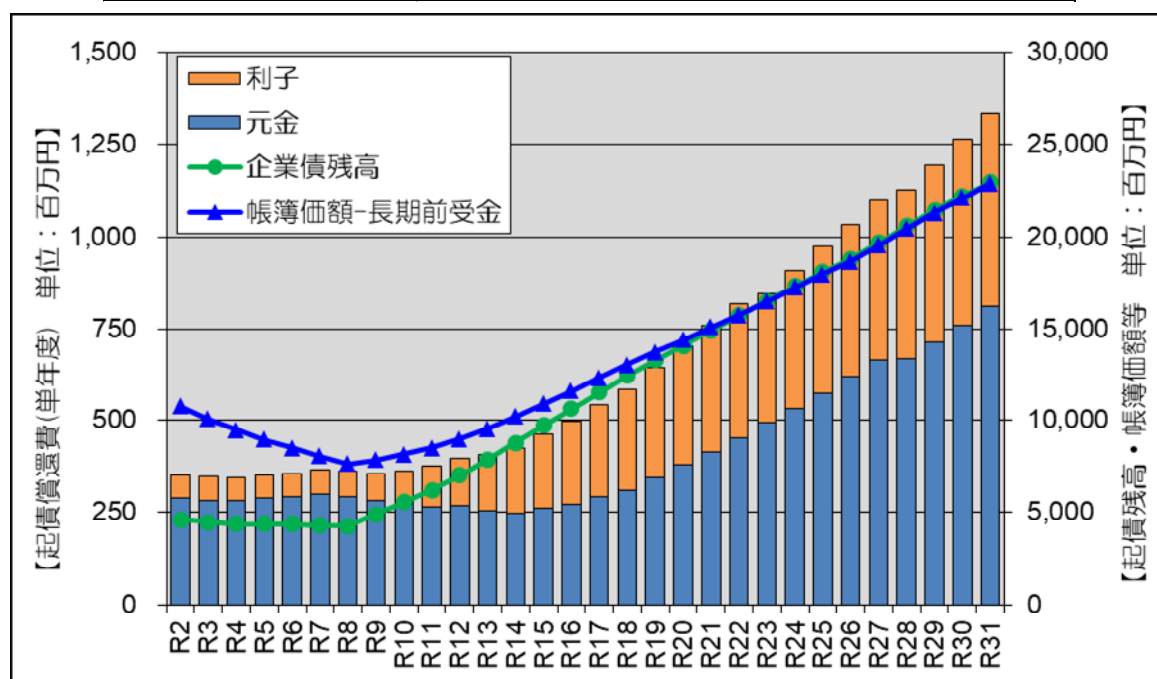


図 4-6 企業債償還費の見通し

(4) 基金残高

府中市が運用する「下水道施設改築基金」は使用料収入や一般会計繰入金等を原資として積立てを行い、将来の老朽化対策等に充当することを目的としています。

現行の基金運用計画に準拠して、財政収支見通しの検討を行ったところ、老朽化対策が本格化する令和9年度から基金の取崩しを開始し（年5億円）、老朽化対策の財源に充当（企業債の代替として）したところ、計画期間の最終年度である令和31年度における基金残高は約30億円となる見込みであり、その後基金残高は枯渇する見通しとなっています。

これを踏まえ、今後は、長期的な観点により、老朽化対策等の実施時期に、必要な金額を充当できるよう、基金運用計画の見直しを図ります。

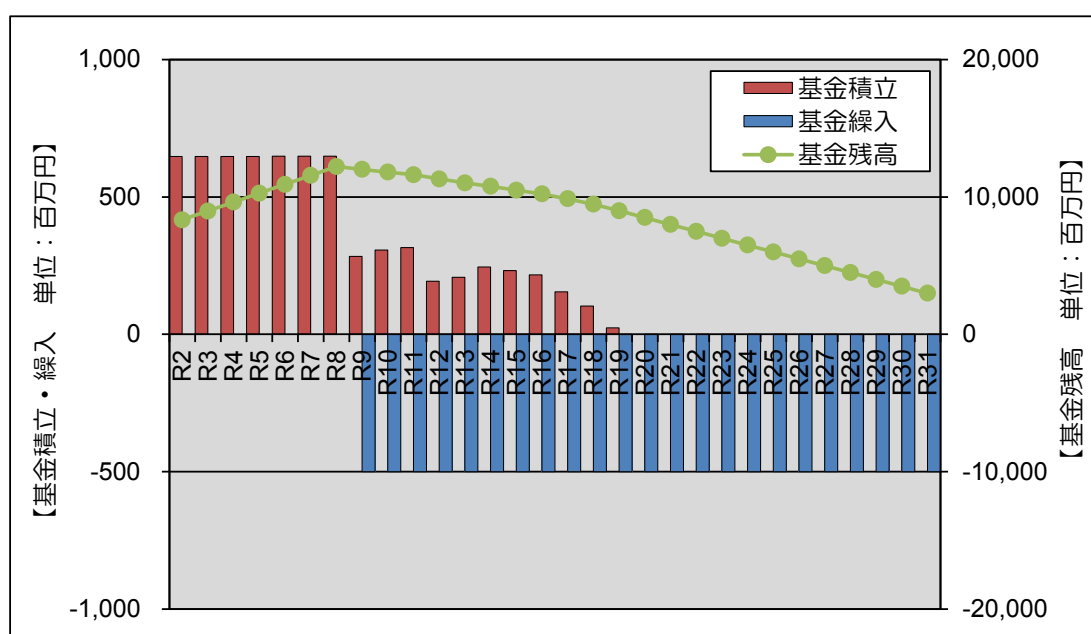


図 4-7 基金残高の見通し

1-3 下水道使用料の見通し

人口については、現在増加傾向にありますが、今後は減少する見通しとなっています。

また、有収水量は、社会構造の変化等により、大口使用者を中心に減少していますが、人口減少に伴い、将来的にも更に減少することが見込まれます。

このため、現行使用料体系を維持した場合、使用料収入は減少する見通しであり、令和31年度の使用料収入は約15.8億円となり、令和2年度に比べて、約22%減少する見通しです。

下水道使用料は、汚水処理に関わる維持管理費と資本費（企業債償還利息、減価償却費）を賄う他に、そこで得られた利益剰余金を基金に積み立てます。

今後は、施設改築の事業量が増加し、利用者が負担すべき経費が増加することが見込まれ、使用料収入の減少は、将来に資金不足を引き起こす要因となるおそれがあります。

将来の下水道事業経営に支障が生じないように、適切な使用料水準に設定しておく必要があります。

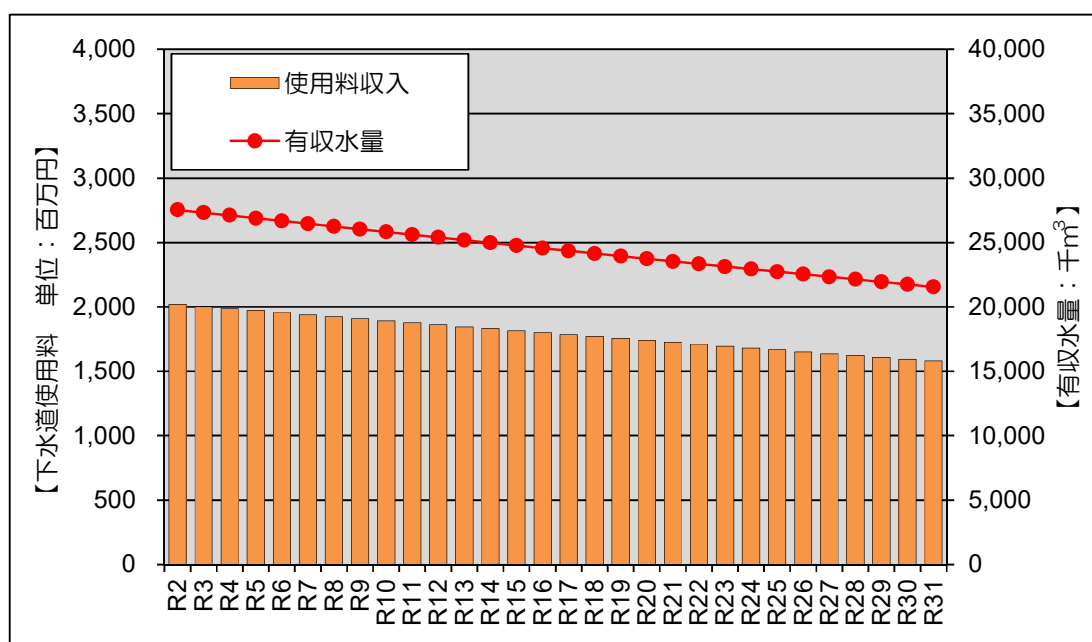


図 4-8 使用料収入の見通し

有収水量、大口使用者、使用料収入、汚水処理、維持管理費、資本費、企業債償還利息、減価償却費、利益剰余金

1-4 経営基盤強化

これまでの下水道は、国や都が認可する事業計画を策定し、これに基づいて事業を進めてきました。しかしながら、下水道は整備すれば終わりではなく、引き続き安定したサービスを市民に提供していく必要があります。そのためには、経費の節減と経営の合理化等の経営改善を継続的に行うことが求められます。

本市下水道の経営基盤強化に向け、以下の項目に取り組んでいきます。

(1) 経営戦略の運用と見直し

総務省は下水道事業を始めとする公営企業に対して、安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請しています。

これに対応するために、府中市下水道事業でも、将来的な投資や財源の見直しを検討した「経営戦略」を策定するとともに、事業の進捗管理や計画と実績との乖離の検証等を行った上で、定期的な見直しを行う PDCA サイクルの確立を目指します。

(2) コスト縮減への取組

管きょの老朽化対策や地震対策等の建設事業は、緊急性や重要度、劣化状況及びライフサイクルコスト等を考慮し、必要度の高いものから重点的に実施していきます。また、新技術を積極的に取り入れ、より効率的・効果的な建設・改築方式の採用に努めます。

維持管理については、過去の調査や補修履歴等のデータを活用した予防保全的維持管理により効率化を図り、維持管理費の増大を予防していきます。

(3) 収入確保への取組

今後は人口減少と節水型社会の進行等に伴い、使用料収入は減少する見通しであり、その結果、将来的に資金不足が生じる予想となっています。

また、老朽化対策を始めとする建設事業費の増大に伴い、起債額が大幅に増加することから、企業債残高が大幅に増加する見通しであり、次世代の下水道経営に大きな負担を強いることになります。

中長期的な財政収支見直しにより明らかとなる建設や企業債元金償還に充てる資金不足の解消だけでなく、将来も下水道事業が安定した経営を持続するための施策として、下水道使用料の改定等の収入確保への取組を行います。

(4) 資産の有効活用

下水道資産は、下水道管きょ約 760 km、公共下水道用地約 1 万 9000 m²を有しています。既に、下水道管きょ内などに通信線の占用を認めており、占用料を徴収していますが、今後も積極的に他企業に開放することにより財源の確保に努めます。



管きょ内に敷設された
光ファイバーケーブル

事業計画、公営企業、経営戦略、PDCA サイクル、管きょ、老朽化対策、地震対策、ライフサイクルコスト、使用料収入、予防保全的維持管理、起債、企業債、企業債元金償還金

2 未来に向けた下水道の適正管理

2-1 方針・目標

維持管理データの有効活用や、老朽化対策、地震対策との整合性などを図っていくために施設情報と一括管理を行い、施設整備と一体となった維持管理を効率的に行っていきます。また、更なる効率化を図るため、他部署、東京都、近隣自治体との連携や、必要に応じて官民連携など幅広い視点で下水道事業を進めていきます。

2-2 主要な施策

(1) 維持管理情報の一括管理

管内点検・調査結果や、事故発生履歴など、管路施設の状態把握や劣化度想定（健全度判定）に有用な情報を下水道台帳等と一元管理し、今後の維持管理の効率化を図っていきます。

(2) 組織体制の見直し

下水道施設及び公共下水道用地等の維持管理については、道路や公園などを維持管理している部署と連携することで、経費の節減に努めます。

また、技術面においては、事業の全盛期に最前線で活躍していた技術職員が退職し、豊富な知識や経験を有する職員が少なくなっていく中、安定した下水道事業を発展していくために必要な人材育成・技術継承に努めます。

(3) 広域化・共同化・最適化への取組

平成 27 年 5 月に改正された下水道法では複数の下水道管理者が広域的な連携について協議する場として協議会制度が創設され、平成 30 年 1 月には、国から各都道府県に対し、速やかに管内の市町村等と共に検討体制を構築し、「広域化・共同化計画」を策定するように要請があったところです。このような中で、経費の節減や業務の効率化だけでなく、職員の技術力の共有や継承といった視点からも、東京都や近隣の自治体と連携し、下水道事業の広域化・共同化について研究を行います。

3 市民との協働

3-1 方針・目標

これからの本市下水道は、インターネットによる情報提供の推進や広報関連イベントなどの『見える下水道』活動を通じて、市民の下水道に対する理解を高めるとともに、市民と協働しながらサービスの向上に努めます。

3-2 主な施策

(1)「見える下水道」の推進

①広報機能及び情報公開の充実

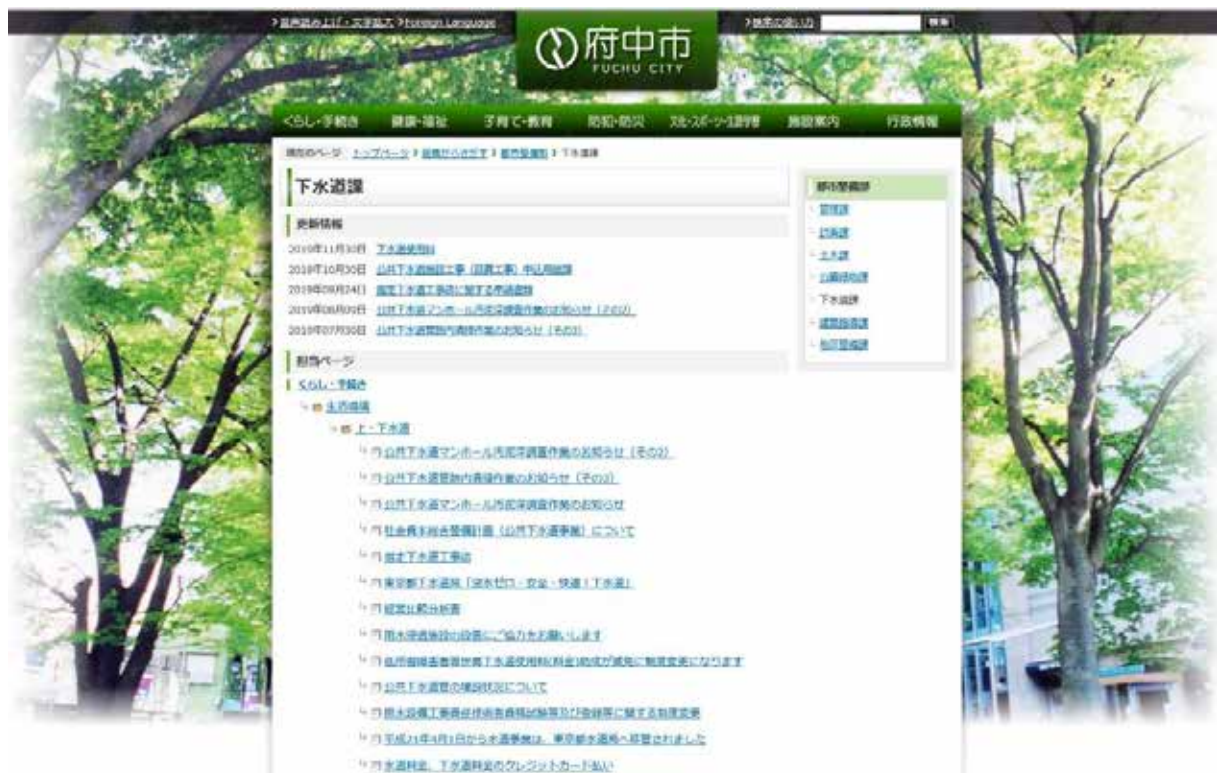
市民に分かりやすい情報を提供し、下水道を身近に感じ、より理解を深めることができるように、市のホームページや広報誌への下水道関連情報の充実を図ります。

②インターネットによる情報提供の推進

市民や関係者の方々が、インターネットを通じて、情報をいつでも入手できるように、インターネットによる情報提供の推進を図ります。

③広報関連イベント及び学習機会の充実

広報関連イベントへの参加や学習機会の充実を図り、市民の下水道への関心・理解が高まるように努めます。



下水道課ホームページ

（２）市民との連携

①相談窓口の充実

市民や関係者に対応する窓口を充実させ、相談しやすい環境を構築します。

②市民と連携した取組の推進

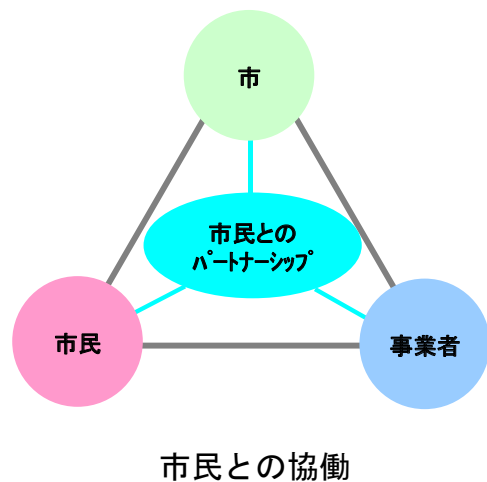
本市では、今後も下水道事業を推進していきますが、よりよく下水道を利用し
ていただき、下水道サービスを更に向上させるため、市と市民が連携した取組を
進めていきます。

1 市の役割

“目に見える下水道”を実現するために、
積極的な情報公開により透明性を確保して
いくとともに、市民との連携を高める事業
を実施します。

2 市民・事業者の役割

市民や事業者は、下水道利用者として各
種取組に参加することにより、下水道対
する理解を高め、市と一体となって質の高
い下水道サービスを維持することができま
す。



下水道マスタープランでは、特に良好な環境づくりに向けて以下の項目について市民に取り組んでいただきます。

1 雨水浸透施設の設置

雨水浸透施設の設置により、公共用水域への未処理下水の流出や水再生センターにて処理される下水の量を減らすことになります。また、下水の量を減らすことは、浸水の防除や水再生センターで使われるエネルギーを減らすことになるため、地球温暖化対策としての効果も期待できます。



浸透ます



(東京都下水道局)
浸透トレンチ

2 道路の落ち葉等の清掃

道路の落ち葉等の清掃を行うことにより、雨水ますの詰まりを防止し、道路冠水を防ぐことにつながります。

3 油やごみ等の排出防止

お皿や鍋を洗う前に油汚れを拭き取ることが、下水管の詰まりや悪臭の防止につながります。

また、油やごみ等の排出を防ぐことは、下水道に流れ込む汚れが減ることになり、下水の処理に必要なエネルギーを減らすことができるため、地球温暖化対策としての効果も期待できます。



道路の落ち葉の清掃



油の排出防止を呼びかけるポスター
(東京都下水道局)



第 5 章

事業計画

第5章 事業計画

下水道マスタープランでは、令和2年度から令和31年度までの計画期間を短期（令和2年度～令和6年度）、中期（令和7年度～令和11年度）、長期（令和12年度～令和31年度）に区分し、各期間において必要とされる事業を実施します。

表 5-1 事業計画一覧表

項目	施策・事業費（百万円）				R2～R31 合計	
	短期計画（R2～R6）	中期計画（R7～R11）	長期計画（R12～R31）			
老朽化 対策	管内点検調査、	118	管内点検調査、	295	管内点検調査、	1,180
	管きょ施設の改築更新、	991	管きょ施設の改築更新、	6,440	管きょ施設の改築更新、	40,000
	ポンプ施設の改築更新、	162	ポンプ施設の改築更新、	3	ポンプ施設の改築更新、	333
	管内補修、	410	管内補修、	410	管内補修、	1,638
	貯留施設の改築更新	5	貯留施設の改築更新	1	貯留施設の改築更新	64
	小計	1,685	7,149	43,215	52,049	
	（うち建設費）	(1,158)	(6,444)	(40,397)	(47,999)	
地震 対策	浮上防止対策、	10	継手部の可とう化対策、	209	継手部の可とう化対策、	813
	継手部の可とう化対策、	60	管きょの耐震化対策	108	管きょの耐震化対策	338
	管きょの耐震化対策	0				
	小計	70	316	1,151	1,537	
	（うち建設費）	(70)	(316)	(1,151)	(1,537)	
雨水 対策	都市下水路の改築事業、	858	都市下水路の改築事業、	509	都市下水路の改築事業、	1,022
	汚泥深調査、	329	汚泥深調査、	329	汚泥深調査、	1,316
	管内底泥清掃、	169	管内底泥清掃、	169	管内底泥清掃、	676
	浸透施設の設置	—	浸透施設の設置	—	浸透施設の設置	—
	小計	1,356	1,007	3,014	5,377	
	（うち建設費）	(858)	(509)	(1,022)	(2,389)	
合流改善 対策	貯留施設の維持管理、	7	貯留施設の維持管理、	7	貯留施設の維持管理、	28
	浸透施設の維持管理、	—	浸透施設の維持管理、	—	浸透施設の維持管理、	—
	モニタリングの実施	12	モニタリングの実施	12	モニタリングの実施	48
	小計	19	19	76	114	
広域的な視点 による 汚水処理	管きょの整備、	132	管きょの整備、	132	管きょの整備、	2,528
	流域建設負担金	617	流域建設負担金	617	調布基地跡地の雨水管整備、	1,166
	小計	749	749	6,160	2,466	
	（うち建設費）	(749)	(749)	(6,160)	(7,658)	
下水道の 適正管理	下水道台帳の整備	27	下水道台帳の整備	27	下水道台帳の整備	106
	小計	27	27	106	159	
合計		3,906	9,267	53,722	66,895	
	（うち建設費）	(2,835)	(8,018)	(48,730)	(59,583)	

事業計画、管きょ、雨水管、老朽化対策、地震対策、浮上防止対策、可とう化、改築更新、都市下水路、モニタリング、流域建設負担金、浸透施設、貯留施設、合流改善対策、下水道台帳、汚泥深調査

1 短期計画（令和 2～6 年度）

短期計画期間（令和 2 年度～令和 6 年度）では、継続中である老朽化対策や地震対策、新規施策の雨水対策を実施します。

表 5-2 短期計画における実施事業

項目	施策・事業費（百万円）	
	短期計画（R2～R6）	
老朽化対策	管内点検調査、	118
	管きよ施設の改築更新、	991
	ポンプ施設の改築更新、	162
	管内補修、	410
	貯留施設の改築更新	5
	小計	1,685
	(うち建設費)	(1,158)
地震対策	浮上防止対策、	10
	継手部の可とう化対策、	60
	管きよの耐震化対策	0
	小計	70
	(うち建設費)	(70)
雨水対策	都市下水路の改築事業、	858
	汚泥深調査、	329
	管内底泥清掃、	169
	浸透施設の設置	—
	小計	1,356
	(うち建設費)	(858)
合流改善対策	貯留施設の維持管理、	7
	浸透施設の維持管理、	—
	モニタリングの実施	12
	小計	19
広域的な視点による 汚水処理	管きよの整備、	132
	流域建設負担金	617
	小計	749
	(うち建設費)	(749)
下水道の 適正管理	下水道台帳の整備	27
	小計	27
合計		3,906
	(うち建設費)	(2,835)

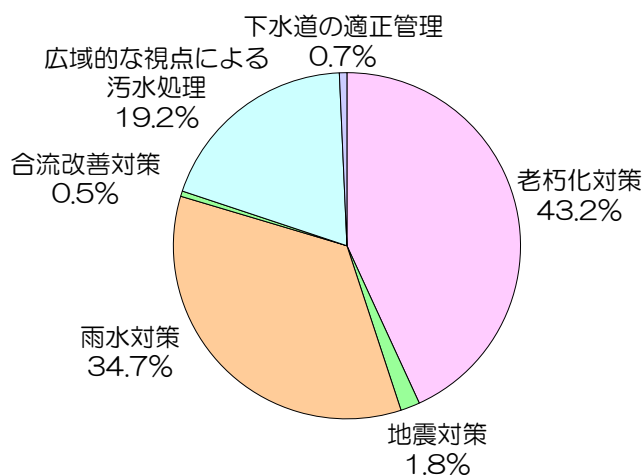


図 5-1 短期計画における
各事業費の占める割合

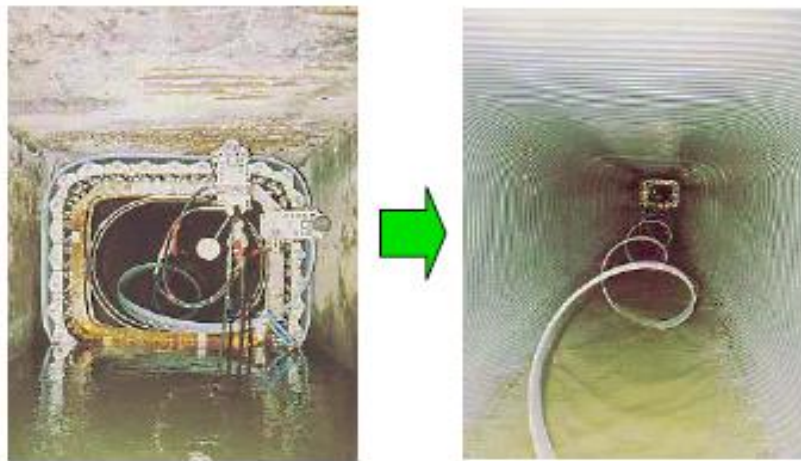
管きよ、老朽化対策、地震対策、浮上防止対策、可とう化、流域建設負担金、浸透施設、貯留施設、合流改善対策、改築更新、モニタリング、都市下水路、下水道台帳、汚泥深調査

（１）老朽化対策

①下水道ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の老朽化対策

昭和 39 年の事業着手より建設されてきた膨大な管きょ、貯留施設、ポンプ場は、これから順次耐用年数を迎え、更新時期のピークを迎えようとしています。日常生活から切り離せない下水道の機能を維持向上するためには、老朽化が進んだ下水道施設から速やかに対策を進める必要があり、その着手が遅れると生活に支障を来すだけでなく、道路陥没や漏水といった重大な事故を招く可能性があります。

下水道施設の老朽化対策はこうした理由から継続的に実施してきましたが、短期計画期間からは下水道ストックマネジメント計画を策定し、本格的に事業着手し計画的に実施します。



出典：国土交通省HP

図 5-2 更生工法のイメージ

ぐるぐる巻いてきれいになっているこま！！



(2) 地震対策

①地震対策事業の推進

大規模地震の発生は、市民生活や都市機能に重大な影響を及ぼします。重要なライフラインの一つである下水道においても、震災時における下水道機能の維持と道路陥没やマンホールの浮上等による二次災害を防止するため、地震対策を早急に進めていく必要があります。

短期計画においては総合地震対策計画に基づき、マンホール浮上防止対策、マンホール接続部の可とう化対策を進めます。

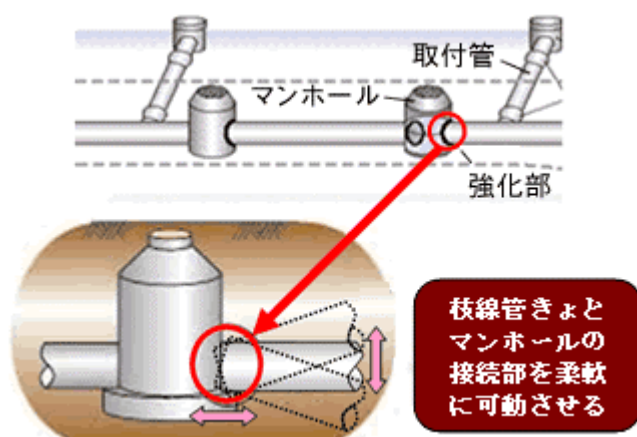


図 5-3 管きょの耐震化のイメージ

(3) 合流式下水道の改善対策

①合流改善対策施設の適切な維持管理の実施

下水道法等の規定により、平成 25 年度までに吐口からの雨天時放流水について「分流式下水道並み」の汚濁負荷量に削減するために合流式下水道緊急改善計画に基づき浸透施設や、貯留施設の整備を実施しました。今後は、これらの施設について適切に維持管理を実施します。



図 5-4 貯留施設の維持管理の様子

人のチカラできれいに
しているこま！！



(4) 雨水対策

①都市下水路の改築更新

大雨は、市民の生活に支障を来すだけでなく、市民の生命や財産を奪う重大な浸水被害を及ぼす可能性があるため、速やかに雨水の排除を行う必要があります。そのため、標準耐用年数を迎える都市下水路について、計画的に修繕・改築事業を実施し、雨天時の流水状況を把握するなど、雨水排除機能を維持します。

②土砂などの汚泥深調査及び清掃

都市下水路や下水道管きょ内の土砂等の堆積状況を調査し、調査結果に基づき清掃を実施します。

(5) 下水道整備

①道路整備に併せた下水道管きょの布設

道路の新設や拡幅の際に、下水道管きょを布設します。

(6) その他

①雨水吐からの雨天時放流水質のモニタリング

下水道法施行令に基づき、毎年放流水質のモニタリングを実施します。



放流開始



採水



サンプリング



分析対象の放流水

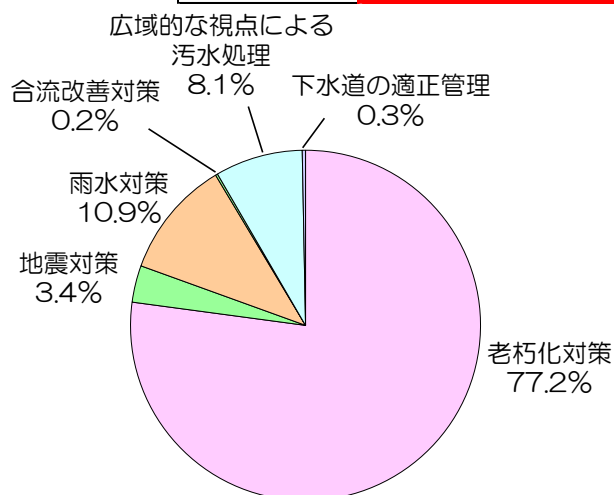
図 5-5 放流水質のモニタリング時の様子

2 中期計画（令和 7～11 年度）

中期計画期間（令和 7 年度～令和 11 年度）では、短期計画期間から継続される下水道施設の老朽化対策や地震対策、雨水対策、下水道管きよの整備を実施します。

表 5-3 中期計画における実施事業

項目	施策・事業費（百万円）	
	中期計画（R7～R11）	
老朽化対策	管内点検調査、	295
	管きよ施設の改築更新、	6,440
	ポンプ施設の改築更新、	3
	管内補修、	410
	貯留施設の改築更新	1
		7,149
	(うち建設費)	(6,444)
地震対策	継手部の可とう化対策、	209
	管きよの耐震化対策	108
		316
	(うち建設費)	(316)
雨水対策	都市下水路の改築事業、	509
	汚泥深調査、	329
	管内底泥清掃、	169
	浸透施設の設置	—
		1,007
	(うち建設費)	(509)
合流改善対策	貯留施設の維持管理、	7
	浸透施設の維持管理、	—
	モニタリングの実施	12
		19
広域的な視点による 汚水処理	管きよの整備、	132
	流域建設負担金	617
		749
	(うち建設費)	(749)
下水道の 適正管理	下水道台帳の整備	27
		27
合計		9,267
	(うち建設費)	(8,018)



老朽化対策、地震対策、管きよ、改築更新、可とう化、流域建設負担金、浸透施設、貯留施設、合流改善対策、都市下水路、汚泥深調査、モニタリング、下水道台帳

(1) 老朽化対策

①緊急性の高い下水道施設の老朽化対策

短期計画より本格的に事業着手する下水道施設の老朽化対策は、その事業量から中期計画以降においても継続的に実施します。

(2) 地震対策

①総合地震対策事業の推進

短期計画より実施する管きよの地震対策は、中期計画においても引き続き実施します。



老朽化対策により生まれ変わる管きよ

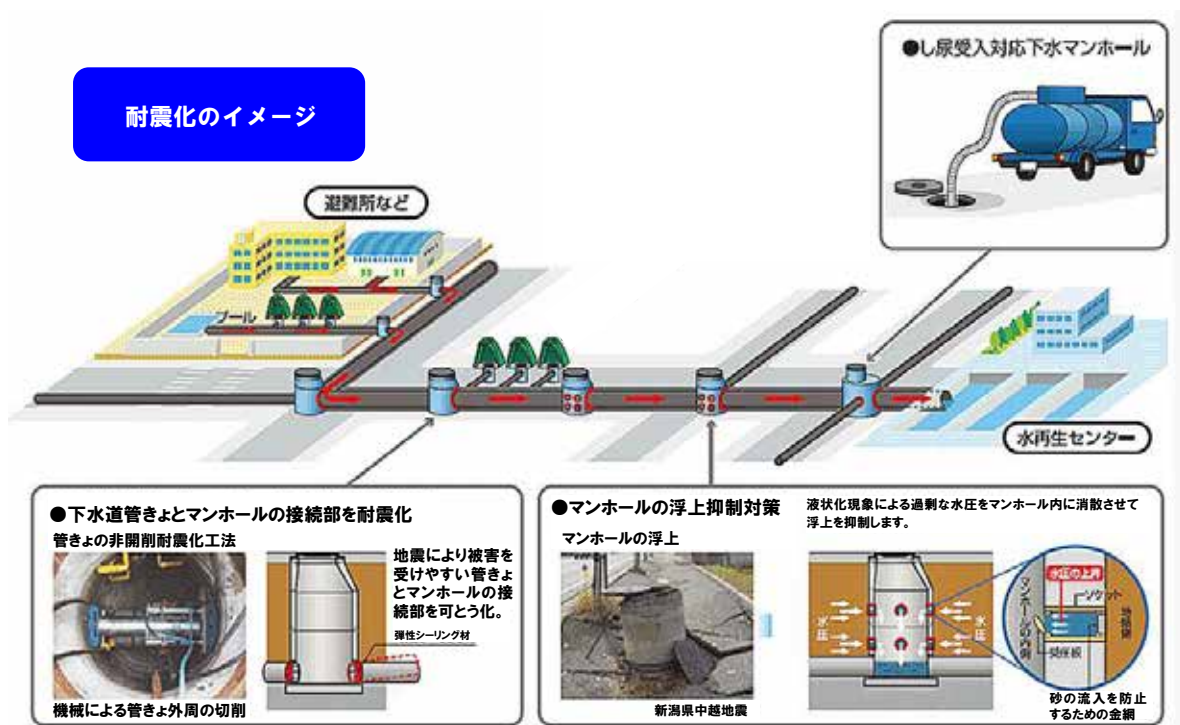


図 5-7 地震対策のイメージ（出典：東京都下水道局）

(3) 雨水対策

①都市下水路の改築更新

短期計画より実施している都市下水路の修繕・改築事業を、引き続き実施します。

②土砂などの汚泥深調査及び清掃

これまで実施してきた土砂等の堆積状況の調査及び清掃を、引き続き実施します。

(４) 下水道整備

①道路整備に併せた下水道管きょの布設

道路の新設や拡幅の際に、下水道管きょを布設します。

(５) その他

①雨水吐からの雨天時放流水質のモニタリング

下水道法施行令に基づき、毎年放流水質のモニタリングを実施します。

3 長期計画（令和 12～31 年度）

長期計画期間（令和 12 年度～令和 31 年度）では、中期計画期間より継続される下水道施設の老朽化対策を中心に進めるほか、地震対策や雨水対策、下水道管きよの整備を実施します。

表 5-4 長期計画における実施事業

項目	施策・事業費（百万円）	
	長期計画（R12～R31）	
老朽化対策	管内点検調査、	1,180
	管きよ施設の改築更新、	40,000
	ポンプ施設の改築更新、	333
	管内補修、	1,638
	貯留施設の改築更新	64
		43,215
	(うち建設費)	(40,397)
地震対策	継手部の可とう化対策、	813
	管きよの耐震化対策	338
		1,151
	(うち建設費)	(1,151)
雨水対策	都市下水路の改築事業、	1,022
	汚泥深調査、	1,316
	管内底泥清掃、	676
	浸透施設の設置	—
		3,014
	(うち建設費)	(1,022)
合流改善対策	貯留施設の維持管理、	28
	浸透施設の維持管理、	—
	モニタリングの実施	48
		76
広域的な視点による 汚水処理	管きよの整備、	2,528
	調布基地跡地の雨水管整備、	1,166
	流域建設負担金	2,466
		6,160
	(うち建設費)	(6,160)
下水道の 適正管理	下水道台帳の整備	106
		106
合計		53,722
	(うち建設費)	(48,730)

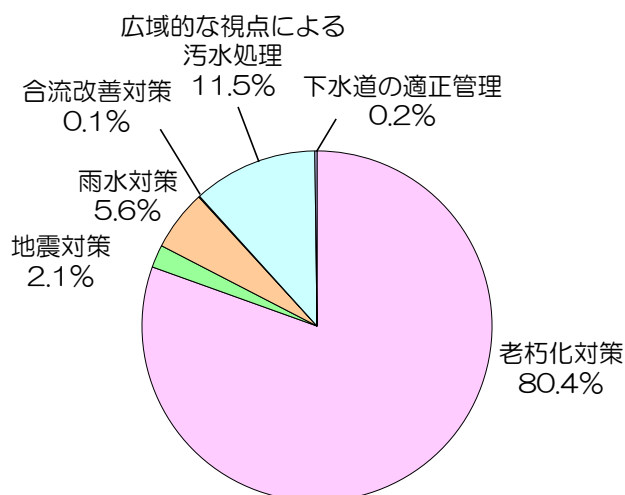


図 5-8 長期計画における各事業の占める割合

管きよ、雨水管、老朽化対策、地震対策、可とう化、流域建設負担金、浸透施設、貯留施設、汚泥深調査、合流改善対策、都市下水路、モニタリング、下水道台帳

（１）老朽化対策

①下水道施設の老朽化対策の継続的な実施

短期計画より実施する下水道施設の老朽化対策は、その事業量から長期計画においても必要であるため、継続的に実施します。

（２）地震対策

①総合地震対策事業の推進

短期計画より実施する管きよの地震対策は、長期計画においても引き続き実施します。

（３）雨水対策

①都市下水路の改築更新

短期計画より実施している都市下水路の修繕・改築事業を、引き続き実施します。

②土砂などの汚泥深調査及び清掃

これまで実施してきた土砂等の堆積状況の調査及び清掃を、引き続き実施します。

（４）下水道整備

①道路整備に併せた下水道管きよの布設

道路の新設や拡幅の際に、下水道管きよを布設します。

②調布基地跡地の雨水管整備

一部未整備である調布基地跡地の雨水管を、関係機関と協議の上、布設します。

（５）その他

①雨水吐からの雨天時放流水質のモニタリング

下水道法施行令に基づき、毎年放流水質のモニタリングを実施します。

②野川水再生センターへの接続管きよの検討

野川水再生センターの供用開始に向けて、センターへ流入させる流域下水道幹線への接続管きよについて検討します。



きれいになった水はここから多摩川へと流れて行きます。

老朽化対策、地震対策、総合地震対策事業、都市下水路、改築更新、汚泥深調査、管きよ、雨水管、雨水吐、雨天時放流水質、モニタリング、下水道法施行令



第 6 章

下水道マスタープランの実現に向けて

第6章 下水道マスタープランの実現に向けて

下水道マスタープランは、第2章で『下水道の現状の把握 ⇒ 課題抽出』を行い、第3章で『基本理念・基本方針（取組の方向）』を策定、第4章で『具体的な施策と目標設定』を行いました。また、第5章では『事業計画』を検討し、段階的整備計画を立案しました。

今後は、各施策を確実に実施し、本計画を実現させるために、『各施策の計画・実施 ⇒ 効果の分析・評価 ⇒ 各施策内容の見直しや下水道マスタープランの見直し』を継続的に行っていく必要があります。

これら、計画（PLAN）、実施（DO）、チェック・評価（CHECK）、改善（ACT）を一巡とした流れを「PDCA サイクル」と呼びますが、下水道マスタープランではこのPDCA サイクルによって各事業の進行管理を行います。

各施策の実施状況や効果は、おおむね5年ごとに、分析・評価を行い、進捗状況、目標の達成状況、社会情勢、ニーズの変化等を総合的に勘案して、おおむね10年ごとに下水道マスタープランの見直しを行います。

また、下水道マスタープラン見直し時にはパブリックコメント等によって市民の意見を取り入れ、下水道に対する一層の満足度向上を目指します。

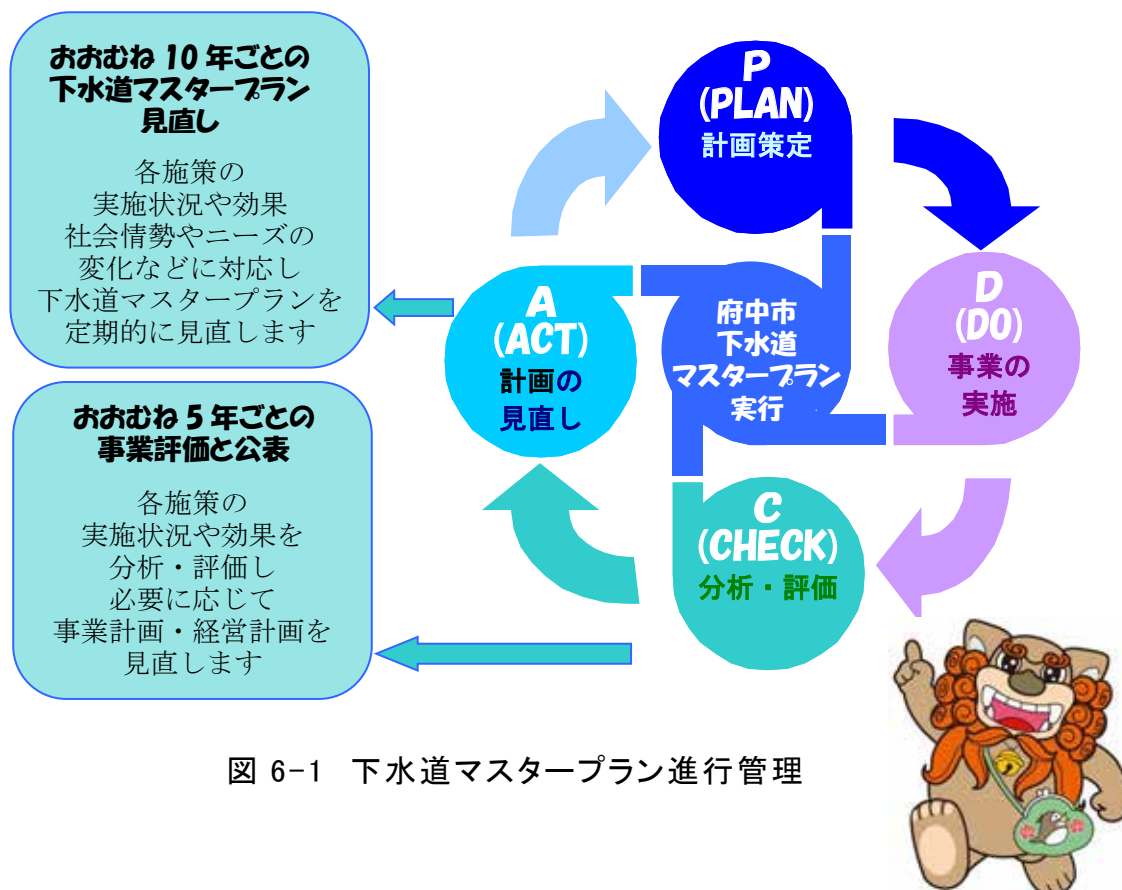


図 6-1 下水道マスタープラン進行管理

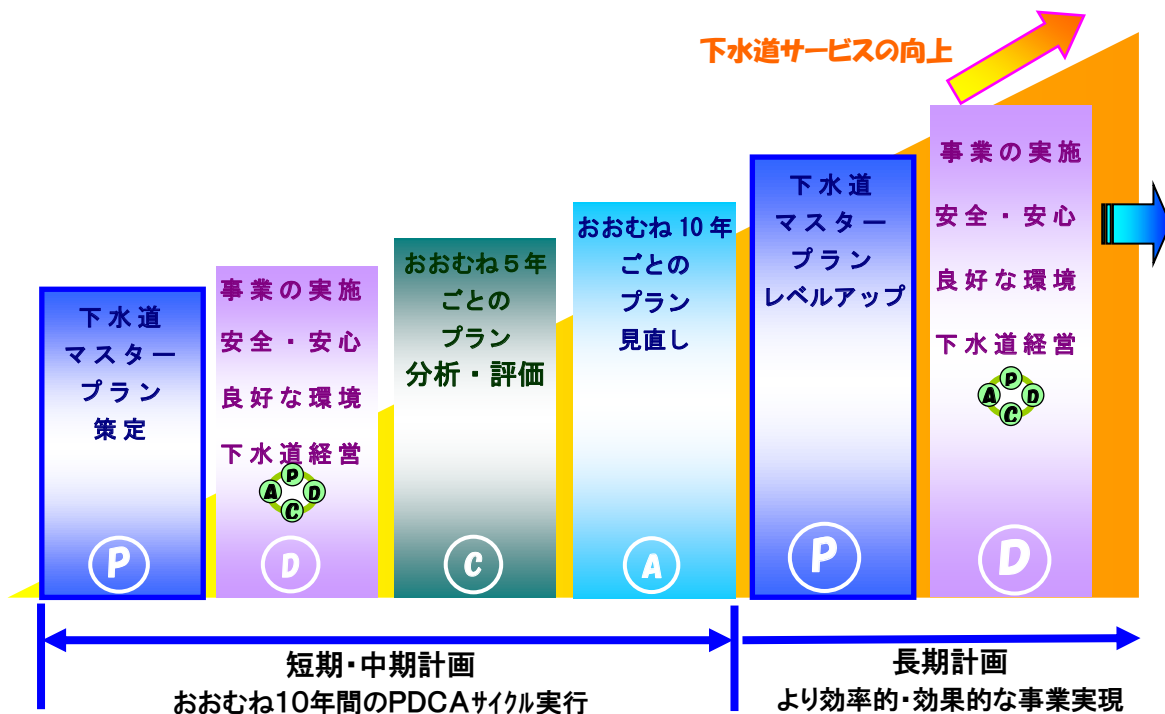


図 6-2 下水道マスタープラン実現への進行管理イメージ

P(PLAN) 計画策定

「府中市下水道マスタープラン

～くらしと歩む下水道 これまでも これからも～」を策定しました。

D(DO) 各種事業の実施

下水道マスタープランを実現するため、Ⅰ安全で安心なまちづくりに向けて、Ⅱ良好な環境づくりに向けて、Ⅲ未来へつなぐ下水道経営に向ける3つの基本方針と7つの施策を中心に、各種事業を実施します。

各種事業の実施に当たっては、それぞれの事業の中でもPDCAサイクルによる事業運営を行います。最新の技術動向や社会情勢、事業制約条件などを考慮し、より詳細な事業計画を策定し(P)、各種事業を進めます(D)。また分析・評価(C)により、より効率的・効果的な計画へ見直し(A)を行う場合もあります。

C(CHECK) 分析・評価

下水道マスタープランは、5年間を1つの区切りとして、各施策の目標に対する達成状況等を評価します。また、評価時点での社会情勢やニーズ動向に合わせて事業を評価・分析し、各種計画や経営計画等の見直しの必要性について検討します。

A(ACT) 計画の見直し

各種施策の実施状況や効果、社会情勢やニーズの変化などに対応し、下水道マスタープランの定期的見直し(おおむね10年サイクル)を行い、より効率的・効果的な事業実施と市民サービスの向上を目指します。

PDCA サイクル

[参 考 資 料]

- 1 府中市下水道マスタープラン策定の経過
- 2 府中市下水道マスタープラン検討協議会の設置等に関する規則
- 3 用語説明

1 府中市下水道マスタープラン策定の経過

下水道マスタープランの策定に当たっては、様々な観点での議論が必要とされることから、「府中市下水道マスタープラン検討協議会」を設置して検討を進めました。

委員会等	日時	検討内容等
第1回	令和元年 6月24日	・会長及び副会長の選出 ・諮問 ・府中市下水道マスタープラン検討協議会の公開について ・府中市下水道マスタープランについて ・協議会のスケジュールについて
第2回	令和元年 8月29日	・各施策の見直し案について ・各種事業費について ・財政収支見通しについて
第3回	令和元年10月30日	・各施策の見直し案について ・府中市下水道マスタープラン見直し案について
第4回	令和元年12月24日	・府中市下水道マスタープラン（案）について
	令和元年12月24日	・答申
	令和2年 2月 21日 ～令和2年 3月 23日	・パブリックコメントの実施
	令和2年 4月	・府中市下水道マスタープランの策定



写真：答申の様子（令和元年 12 月 24 日撮影）
（左から金子副会長、長岡会長、高野市長）

2 府中市下水道マスタープラン検討協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）第2条第2項の規定に基づき、府中市下水道マスタープラン検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、府中市下水道マスタープランの見直しに関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員5人をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 2人
- (2) 日本公認会計士協会が推薦する者 1人
- (3) むさし府中商工会議所が推薦する者 1人
- (4) 府中市自治会連合会が推薦する者 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱のあった日から平成32年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

- 2 この規則は、第4条に規定する委員の任期が満了する日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

役 職	職 名	氏 名
会 長	東京都市大学工学部教授	長 岡 裕
副 会 長	日本大学理工学部教授	金 子 雄一郎
委 員	日本公認会計士協会 東京会三多摩会副会長	大 橋 啓 吾
委 員	府中市自治会連合会会長	志 水 清 隆
委 員	むさし府中商工会議所副会頭	馬 場 利 之

3 用語説明

【ア】

維持管理費

下水道施設の日常的な維持管理に要する経費で、施設補修費、管きょ清掃等に掛かる経費。

維持管理負担金

流域下水道の水再生センターで処理される下水の処理費に対する負担金。

一般会計繰入金

建設、維持管理等の下水道事業特別会計に対して、一般会計から繰り入れられる資金で、総務省自治財政局長通知「地方公営企業繰出金について」の基準によるもの。

インフラマネジメント計画

市民生活の安全を確保するために今後の持続可能なインフラ管理に係る方針や目標を定め、各インフラに関する施策や取組をまとめて、その効果について明らかにした、インフラマネジメントの方向性を示す行政計画。

雨水管

分流区域で雨水を流すための下水管。汚水管に対する語。

雨水処理費

雨水の処理に掛かる経費であり、基本的には公費で賄う。

雨水処理負担金

雨水の処理に必要な費用を賄うために、一般会計から支出される経費。

雨水浸透施設

浸透ますなど雨水を地下に浸透させる施設。

雨水排水施設

降水により発生した表面水を収集し、河川や海に放流するための施設。

雨水吐（室）

合流式下水道において、一定量以上の雨水を分水し、河川などの水域に放流するための雨水越流堰などの施設。

雨水吐口

雨水吐室から越流した下水が公共用水域に放流される吐口のこと。

雨天時放流水質

雨天時に合流式下水道から排出される未処理放流水の水質。平成 16 年度に改正された下水道法では、生物化学的酸素要求量（BOD）を 40mg/L 以下とすることが求められている。

液状化

地震動による間隙水圧の急激な上昇により、飽和した砂質土層等がせん断強度を失い、土の構造に破壊が生ずること。

越流堰

水位が一定の高さを超えると水が堰の外側に流出するようにしたものという。

大口使用者

工場や事業所などの多量の下水を排水する使用者。

污水管

汚水を排除するための下水管きょ。

污水处理

一般家庭、事業所、事業場、工場等から生活、営業並びに生産活動によって排出される排水を、水と汚泥に分離し、水は放流可能なまでに浄化し、汚泥は処分可能なまでに安定化及び減量化することをいう。

污水处理費

汚水の処理に掛かる経費であり、維持管理費と資本費に分けられる。基本的には下水道使用料で賄う。

汚濁負荷量

排出水量の中に含まれる全汚濁物質の量。汚濁負荷量 (t/日) = 水質 (mg/L) × 水量 (m³/日)。

汚泥深調査

管きょを適切に維持管理するため、管きょ内に堆積した汚泥の堆積状況を把握するための調査。

【カ】

改築（更新）

管きょ・マンホール等の下水道施設の全部又は一部の再建設あるいは取替えを行うこと。

可とう化

マンホールと管きょの継手部にゴム製などの部材を設置することで、外力による伸縮や振動を吸収し、たわみなどの変形を起こすような自在性を持たせること。

管きょ

下水を収集し、排除するための施設で、污水管きょ、雨水管きょ、合流管きょ、遮集管きょの総称。また、その設置方法により、暗きょと開きょに区分される。

環境基本計画

環境基本条例に基づき、環境に関する諸計画の基本的方向性や、関連施策の推進に当たり、環境保全上配慮すべき事項を示した計画。

環境負荷

人的に発生する環境へのマイナスの影響のこと。

幹線

下水排除施設の骨格をなす管路、ポンプ場計画を策定するための中心的な管きょ。一般には下水道法施行規則第3条第1号に規定する主要な管きょをいう。

官民連携

行政が行う各種行政サービスを、行政と民間が連携し、民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、財政資金の効率的使用や業務効率化等を図ろうとする考え方や概念のこと。

起債

地方自治法第 230 条の規定に基づき地方債を発行すること。

企業債

地方公共団体が地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるために起こす地方債。

企業債元金償還金

企業債の発行後、各事業年度に支出する元金の償還額をいう。

企業債残高

発行済み企業債の未償還額をいう。

企業債償還費

企業債の発行後、各事業年度に支出する元金償還額とその利息支払額の合計金額をいう。

企業債償還利息

企業債の発行後、各事業年度に支出する利息の支払額をいう。

競争事業特別会計

府中市では、昭和 30 年から大田区平和島でモーターボート競走事業を開催しており、その運営は競争事業特別会計を設置し、一般会計とは独立して行っている。競争事業では、売上金となる勝舟投票券収入の 75%が勝舟投票券払戻金としての的中者に配当され、残りの 25%のうち、選手への賞金やイベント事業の実施などの運営経費などを差し引いた残高が市の収益として、一般会計などに繰り出されている。

緊急輸送路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道、及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいい、東京都においては第 1 次から第 3 次まで設定されている。

繰入金

公営企業の目的とされる事業の遂行に必要な財源に対して、必要により他会計から繰り入れられた資金。

経営戦略

公営企業が将来に向けて安定的に事業経営を継続していくための中長期的な基本計画として、総務省が平成 26 年 8 月 29 日付で通知した「公営企業経営に当たっての留意事項について」の中で地方公共団体に策定を要請しているもの。

下水道施設改築基金

下水道施設の改築等に要する経費の財源に充当することを目的として積み立てられた資金。

下水道使用料

下水道の維持管理費等の経費に充てるため、下水道管理者が条例に基づき使用者から徴収する使用料。

下水道条例

地方公共団体がその自治権に基づき、下水道法の範囲内で議会の議決によって制定する下水道に関する条例。

下水道ストックマネジメント計画

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための計画。

下水道全体計画

各マスタープランに定められた目標等に基づき、将来的な下水道施設の配置計画を定めるもの。

下水道総合地震対策計画

下水道の地震対策を重点的に推進するため、地震対策に取り組む必要性が高い地域において策定する計画。

下水道台帳

下水道法で、その作成と保管が義務付けられた管路施設、ポンプ場施設、処理場施設の位置、構造、仕様等及び設置時期を記載した台帳。

下水道法

流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項や公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置、その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、それにより都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする法律（1958 年法律第 79 号）。

下水道法事業認可

公共下水道又は流域下水道を設置しようとする際、あらかじめその管理者が事業計画をつくり、国土交通大臣、又は都道府県知事の認可を受けることが必要で、これを下水道事業認可という。※平成 23 年度の下水道法改正に伴い「認可」から「協議」へ変更。

下水道法施行令

下水道を施工するための政令。政令は、命令の一種であり、下水道法で規定されたものを実施するための命令と任意に基づく命令がある。

減価償却費（減価償却資産）

固定資産のうち、時の経過により減価する資産を減価償却資産といい、見積もられた耐用年数により毎事業年度の事業費として配分する計算上の費用であり、現金支出を伴わない費用のこと。

建設改良費

公営企業の固定資産の新規取得又は増改築等に要する経費。

建設負担金

→流域建設負担金

健全度判定

→健全度評価

健全度評価

老朽化した構造物に対して、現時点、及び将来における健全度の定量的な評価を行い、この評価結果を用いて対策優先度を検討すること。

高圧洗浄車

洗浄水を高圧で噴射する高圧噴射装置を装着した車両

広域化・共同化（計画）

人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設の老朽化に伴う大量更新時期の到来等、経営環境が厳しさを増す中、持続可能な事業運営を推進するために策定する計画

公営企業

地方公共団体が設置し、経営する企業のこと。一般行政事務に要する経費が租税によって賄われるのに対し、公営企業の運営に要する経費は料金収入によって賄われる。

公営企業会計

地方公営企業法で定める7事業（水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス）及び市町村の条例で同法の適用を定めた事業において、発生主義に基づく複式簿記等の企業会計を採用し、原則として、独立採算、自立経営を行うもの。政府においては、アセットマネジメントの推進、事業の透明性の向上を図る観点から、公営企業会計の導入を促進しており、人口3万人以上の地方公共団体においては、平成31年度（令和元年度）までに公営企業会計を導入することとされている。

公債費

国や地方公共団体が経費調達のために発行する債権。発行者により国債と地方債に区分される。地方債は下水道事業の建設財源において補助金と共に大きな役割を占めている。

更生工事

更生工法により工事を行うこと。

更生工法

破損等によって機能が損なわれた管きよの内側に、塩化ビニルや樹脂などの部材を既設管きよの内側に構築し、管きよの流下機能を回復させる工法。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗きよである構造のものをいう（下水道法第2条第3号）。

公共ます

排水設備と公共下水道との接点に設けられるますで、公共下水道管理者が管理を行うもの。

公共用水域

水質汚濁防止法では「河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域、及びこれに接続する公共溝きよ、灌漑用水路、その他公共の用に供される水路」と規定されている。下水道法では、公共下水道の雨水きよ並びに都市下水路等が該当する。

高度処理

下水処理において、放流先河川の水環境改善や東京湾の富栄養化を防止するために、窒素やりんを除去するなど、通常の有機物除去を主とした二次処理で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理。

合流改善

合流式下水道において、雨天時に未処理下水が公共用水域に排出されることなどを改善すること。

合流改善対策（施設）

合流式下水道において、雨天時に未処理下水が公共用水域に排出されることなどを改善するための対策で、雨水浸透施設の設置、貯留施設の設置、きょう雑物除去装置の設置などがある。

合流管

汚水と雨水とを同時に排除する合流式下水道の管きよ。

合流区域

合流式下水道を用いて汚水と雨水を排除している区域。

合流式（合流式下水道）

汚水及び雨水を同一の管きよで排除し処理する方法。合流式下水道では、分流式に比べ管路施設の建設が容易な反面、雨天時に公共用水域へ未処理で排出される放流負荷量の削減が課題である。

合流式下水道緊急改善計画

合流式下水道の雨天時放流汚濁負荷量を削減し、年間 BOD 放流汚濁負荷量を分流式下水道の年間放流負荷量と同程度以下とすることや、雨天時の未処理放流回数を半減すること、きょう雑物の流出を削減することを目的とした計画。

合流式下水道緊急改善事業

合流式下水道緊急改善計画を基に実施する事業。

小口使用者

一般家庭などの少量の下水を排水する使用者。

固定資産

資産とは「固定資産」、「流動資産」及び「繰延資産」の3つに分類されるが、「固定資産」、「流動資産」の区分は原則として1年という期間を設定し、その期間内に換金できる資産を「流動資産」、それ以外を「固定資産」という。

固定資産とは、売却を主な目的としない長期的に継続して事業目的に使用される財産であり、土地・建物のように目視できる「有形固定資産」、ソフトウェアや借地権等のように目視できない「無形固定資産」及び長期保有されるこれ以外の資産としての「投資その他の資産」に区分される。

【サ】

事業計画

全体計画に定められた計画を実施するための年次ごとに定められた計画をいう。事業計画期間（通常5～10年）に財政、執行能力などの点で実行可能な計画を策定する。

事業認可

公共下水道又は流域下水道を管理する者は、これを設置しようとするときには、下水道法の規定によりあらかじめ事業計画を策定し、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を必要とする。（現在は「協議」となった。）この手続を事業認可という。また、都市計画事業として施行する場合には、都市計画法の規定による事業認可が必要である。

地震対策

施設の計画、設計、施工及び維持管理や施設の再構築の各段階にわたり、下水道が地震時において有すべき機能の確保を図る対策の全てをいい、維持管理における点検や調査、地震被害が生じたのちの応急対策や災害復旧も含む。

資本費

維持管理費に対する用語で、地方債の元利償還費及び地方債取扱諸費の合計額をいう。

資本費平準化債

先行投資が多額となる下水道整備において、資本費の一部を後年度に繰り延べるための起債措置のこと。

遮集幹線

合流式下水道の管きよの中で、晴天時下水及び一定量の雨天時下水を上流から順次収集して水再生センターへ送るための幹線。

修繕

老朽化した施設又は故障若しくは損傷した施設を対象として、当該施設の所定の耐用年数内において機能を維持させるために行われるもの。

重要な幹線

ポンプ場・処理場に直結する幹線管路、相当広範囲の排水区を受け持つ吐口に直結する幹線管路、被災時に重大な交通機能への障害を及ぼすおそれのある緊急輸送路、軌道下等に埋設されている管路等をいう。

受益者負担金

下水道整備により、直接利益を受ける住民の方（受益者）に、下水道建設費の一部を負担してもらう負担金。

受託事業収入

関係自治体との協定、事務委託等による収入。

上位計画

計画の策定に際し、適合又は計画に織り込む必要のある高次の計画。下水道においては、個別の下水道計画に対して流域別下水道総合計画がこれに当たり、この他都道府県の総合開発計画なども該当する。

使用料収入

下水道を使用する対価として使用者から徴収する料金をいう。条例により必要な事項を定める。

処理人口

処理区域内の行政人口。

処理水量

計画1日最大汚水量のこと。計画1日最大汚水量とは計画年次における年間最大汚水量発生日の発生汚水量のことであり、主に水再生センターの施設設計に用いる。

処理区

汚水の処理区域を処理場の系統別に分割したもの。

処理分区

処理区の一つの汚水幹線が受け持つ区域を処理分区という。

人口ビジョン

人口の状況を分析し、人口に関する課題の抽出と将来展望を示した行政計画の一つ。

浸透施設

→雨水浸透施設

浸透トレンチ

雨水浸透を目的として、浸透管とその周辺の充填剤から構成される構造物。

浸透ます

雨水ますの底部に穴を開け、その周辺に砂利を敷き並べ、そこから雨水を地下に浸透させるもの。

水質汚濁防止法

公共用水域及び地下水の水質汚濁防止を図るため、事業場等からの排水規制、総量規制及び地下浸透規制等を定めた法律（1970 年法律第 138 号）。

接続点

公共下水道が流域下水道に接続している箇所。

【タ】

耐用年数

固定資産は、物理的減価、機能的減価、臨時的減価が見込まれる。このうち災害等による臨時的減価を除いた、日々の使用による物理的減価と日々の技術革新による機能的減価を加味して使用可能年数を見積もった期間をいう。

耐震性

震災時においても下水道の機能を健全に確保できる性能のこと。

多摩川流域下水道

多摩川を放流先河川とする流域下水道。関連市町村は多摩地域の 26 市 3 町 1 村であり、東京都が幹線管きょや終末処理場といった基幹施設の設置・管理を行っている。

多摩 SEMIS

下水道台帳システム（Sewerage Mapping and Information System）を利用して多摩地区の下水道施設情報を電子化したもの。

単独公共下水道事業

市町村が単独で各家庭から水再生センターまでの施設整備、維持管理を行う公共下水道事業。

地域防災計画

災害時に市民の生命、身体、財産を守るため、災害予防、応急対策、復旧対策などを定める災害対策基本法に基づき作成する防災計画。

地球温暖化

人間活動により、二酸化炭素等の温室効果ガスが大気中に蓄積することによって生じる気温の上昇や降雨量の変化などの気象変化。

地方自治法

日本国憲法第 92 条に基づき昭和 22 年に制定された地方自治に関する法律。地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的としている。

長期前受金

長期前受金は公営企業会計基準の見直しにより新設されたもので、減価償却資産の取得に伴い交付される国庫補助金、一般会計繰入金等を計上するものである。対象減価償却資産の耐用年数に合わせて各事業年度の収入に振替が行われる。

帳簿価額

資産及び負債等は示された時点での価額を表し、収入や支出等の費用については、示された期間の合計金額をいう。

貯留施設

下流の河川や水路の流下能力が不足する場合、雨水等の一部を一時貯留し、下水の流下量を減少させる施設。

TV カメラ（搭載車）

既設管きょ内にテレビカメラを挿入し、管きょ内の状況を把握するための調査手法及び車両。管きょの破損、クラック、浸入水、継ぎ手、取付管等の状況をビデオテープに収録するとともに異常箇所を写真撮影する。

特定事業場

水質汚濁防止法に定められている特定施設を設置する工場又は事業所で規制の対象となっている。下水道法においても特定事業所に係る規定が設けられており、事前チェック制度や直罰制度の適用など、その他の事業所に比べ、より厳しい規制の対象となる。

特定施設

水質汚濁防止法による排水規制の対象となる施設。具体的には同法施行令に指定されている。下水道法上も、特定施設を設置する事業場から下水道へ下水を排除するに際しては、水質の制限が規定されている（下水道法第 12 条の 2）。

特別会計

地方公共団体が特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して収支経理を行う会計。特別会計の設置は、法律や条例の規定によるものである。

都市計画

都市における生産、居住などの諸機能を定められた目標まで高めるため、道路、鉄道、上下水道等の都市施設を総合的に計画すること。

都市計画下水道事業

都市計画法の規定に基づき、都道府県知事の認可又は国土交通大臣の承認を受けて行われる下水道施設の整備事業をいう。

都市計画決定

都市計画法の規定により、下水道施設（公共下水道、流域下水道、都市下水路）の名称、位置、区域及び排水区域を都市計画に定めること。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

都市計画マスタープラン

市町村が都市計画法に基づいて策定する、都市の将来像とその実現方策を体系的・総合的に示す基本的な計画をいう。

都市下水路

主として市街地に降った雨を速やかに排除することを目的とする下水道で、市町村が設置・管理するもの。

取付管

汚水ます又は雨水ますと本管とを接続する管きよ。

【ハ】

排除方式

下水を排除するための方式をいい、汚水と雨水を同一の管路で排除する合流式と汚水と雨水を別々の管路で排除する分流式とがある。

排水区

雨水排水区域を排水先の河川ごとに分割した区域をいう。

排水設備

台所やトイレからの汚水や雨水を公共下水道に流出させるための施設で、土地、建物などの所有者及び管理者が設置・管理するもの。

バキューム車

タンク内を減圧し、その吸引力を利用してサクシオンホースでし尿や浄化槽汚泥を吸引し、衛生的に運搬する車両。下水道管内にたまった汚物などを吸い込むなどの清掃にも用いられる。タンク、真空ポンプ、サクシオンホース、吸排切替えレバー、脱臭器等から構成されている。

BCP

Business Continuity Plan の略。事業継続計画。災害発生時に短期間で重要な機能を再開し、事業を継続するために準備しておく対応方針。

PDCA サイクル (Plan-Do-Check-Act Cycle)

Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) を繰り返すことで、事業を継続的に改善させていくという考え方。

標準耐用年数

適正な維持管理が行われてきたことを前提として、対象施設ごとに定められた標準的な耐用年数のことをいう。一般的に下水道管きよは(鉄筋コンクリート) 50 年とされている。

普及率

行政区域内人口に対する下水道整備済み人口の割合。

浮上防止対策

→マンホール浮上防止対策

伏越部

下水道の管きょが、他の地下埋設物などの障害物を避けるために、障害物の下を通過させる部分のこと。

府中市総合計画

これからの府中をどのようにつくっていくのか、その方向性を描いたまちづくりの指針となる計画で、どのようなまちを目指すかを表した基本構想（まちの将来イメージ）と、そのイメージを実現するために何に取り組んでいくのかを示した基本計画（具体的な計画）で組み立てられている。

分流区域

分流式下水道を用いて汚水と雨水を排除している区域。

分流式（分流式下水道）

汚水と雨水とを別々の管路系統で排除する方式。分流式は、汚水のみを処理場に導く方式であるため雨天時に汚水を公共用水域に放流することがないので、水質汚濁防止上有効である。

放流先河川

処理場、ポンプ場、雨水吐口からの放流水が排出される先の河川。

補填財源

資本的収支予算は通常、支出（建設改良費や企業債の元金償還金など）に対して収入（国庫補助金、企業債、他会計補助金など）が不足することとなるため、収支不足額の補填に用いる財源のことを補填財源という。

【マ】

マンホール

下水道管きょの清掃、換気、点検、採水等を目的として設けられる施設。一般に下水管きょが合流する箇所、こう配、管径の変化する箇所並びに維持管理上必要な箇所に設ける。

マンホール浮上防止対策

地震動により地盤が液状化した際には比重の小さなマンホールは浮上し、道路の車両通行の障害となったり、流下機能が阻害されることがある。マンホール浮上防止対策工法としてはマンホールの重量を増加させる工法や、地下深くに存在する固い支持層とマンホールをアンカーで連結する工法、マンホールの側面に取付けた消散弁等で液状化時に増加する間隙水圧を消散させる方法等がある。

未処理放流水

合流式下水道においては、雨天時に雨水吐きで分水された下水が未処理のまま河川などの水域に放流されることとなり、この放流水を未処理放流水という。未処理放流水は河川の汚濁を進行させることになるため、合流改善を行い放流量を減少させる必要がある。

目視調査

管路施設内の調査方法の一つで、目視によって不具合箇所の調査を行うこと。

モニタリング

設備や施設の運転状態、水質などを監視すること。

【ヤ】

有収水量

下水道で処理した汚水のうち、下水道使用料徴収の対象となった水量のこと。

用水

農耕に必要な水を人工的に供給するための水路のこと。

予防保全的維持管理

施設・設備の寿命を予測し、異状や故障に至る前に対策を実施する管理方法のこと。

【ラ】

ライフサイクルコスト

ある施設における初期建設コストと、その後の維持管理更新費用等を含めた生涯費用の総計。

ライフライン

元は命綱の意味で、エネルギー施設、上下水道施設、交通施設、情報施設などの社会資本を表す。

利益剰余金

毎期の下水道事業による収入から支出等の費用を控除した差額をいう。

流域幹線

流域下水道の骨格をなす管きよのこと。

流域管理計画

下水道のみならず土壌や森林を含めた流域の全体を管理する計画のこと。

流域関連事業

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、流域下水道に接続するもの。

流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け、処理する下水道で、終末処理場と幹線管きよからなる。

流域建設負担金

流域下水道の水再生センター等の建設事業費に対する市の負担金。

流域別下水道整備総合計画

水質環境基準の類型指定のなされている水域について、下水道法に基づき策定される下水道整備に関する総合的な基本計画で、流総計画とも呼ばれ、都道府県が策定する。

流総計画

→流域別下水道整備総合計画

老朽化対策

老朽化が進み古くなって傷んだ下水道管は、機能停止や道路陥没を招くおそれがあるので、これらに対して補修、取替え等を行い再構築すること。

出典:「下水道用語集—2000 年版—」((社)日本下水道協会)他

府中市下水道マスタープラン

発 行 令和 2 年 4 月
発 行 者 府中市都市整備部下水道課
〒183-0056
東京都府中市寿町 1 丁目 5 番地 府中駅北第 2 庁舎
電 話 042-335-4381

【表 紙】 下水道事業完成記念モニュメント
府中市若松町 1 丁目 1 番地（京王線東府中駅 北側）



① ほっとするね 緑の府中

府中市